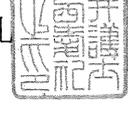




訴 状

2024年(令和6年)6月27日

東京地方裁判所 御中

- | | | |
|------------|-------|---|
| 原告訴訟代理人弁護士 | 村山浩昭 |  |
| 同 弁護士 | 弘中惇一郎 |  |
| 同 弁護士 | 喜田村洋一 |  |
| 同 弁護士 | 海渡雄一 |  |
| 同 弁護士 | 伊藤真 |  |
| 同 弁護士 | 平裕介 |  |
| 同 弁護士 | 小川隆太郎 |  |
| 同 弁護士 | 西愛礼 |  |
| 同 弁護士 | 水野遼太 |  |

国家賠償請求事件

訴訟物の価額	2億2000万円
貼付用印紙額	68万円

はじめに

「角川さん、あなたは生きている間にはここから出られませんよ。死なないと出られないんです。」

これは、原告である角川歴彦氏が持病悪化による命の危機を訴える中、拘置所の医者から言われた言葉である。角川氏は日本の「人質司法」によって死の淵に瀕することになった。

「人質司法」とは、刑事手続で無罪を主張し、事実を否認又は黙秘した被疑者・被告人ほど容易に身体拘束が認められやすく、釈放されることが困難となる実務運用をいう（以下、同運用を「人質司法」という。）。

日本の刑事司法実務では、多くの検察官及び裁判所が、刑事手続法において身体拘束の要件として定められる「逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由」や「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」について、憲法や国際人権法に反する解釈運用を平然と行い、軽々しく身体拘束を認めてきた。

そのような検察官及び裁判所の法令解釈・運用により、憲法及び国際人権法上保障される「人身の自由」（憲法34条、自由権規約9条1項）がいわば「人質」として侵害されると同時に、被疑者に対し、罪を認めるよう物理的・心理的に圧迫が加えられる。

すなわち、「人質司法」では、被疑者に対する捜査において、罪を認めること、事実を自白すること、証拠調べに同意すること、及び争点について認めることなど、被疑者が検察官に協力すれば、勾留請求されず、又は

保釈等により身体拘束から解放されるが、そのような協力をしないかぎり解放されない。無罪主張をする人ほど身体拘束を受けやすくなり、保釈されにくくなることによって、検察官のみならず、他ならぬ裁判所が、被疑者・被告人の上記権利を侵害し、冤罪＝誤った司法判断の温床を作り出してしまっている。

その結果、「人身の自由」のほか、「恣意的拘禁の禁止」（憲法34条、自由権規約9条1項）、「推定無罪の原則」（憲法31条・刑事訴訟法336条、自由権規約14条2項）、「黙秘権（自己負罪拒否特権）」（憲法38条1項、自由権規約14条3項（G））、「防御権」（憲法37条2項・3項、憲法38条、自由権規約14条）、「公正な裁判を受ける権利」（憲法37条1項、自由権規約14条1項）、「比例原則」（憲法13条）及び「身体不拘束原則」（憲法13条、33条、34条、自由権規約9条3項）といった憲法及び国際人権法上の権利及び原則が侵害される状況が生じている。

死んでしまえば裁判を受けることすらできなくなる。それにもかかわらず、刑事被疑者の健康上の不利益はあまりにも軽視され、生きるか死ぬかの瀬戸際にまで追い込まれ、虚偽自白等を迫られ、裁判で無罪を争うことの放棄を迫られる。

この「人質司法」という病理は、単なる刑事訴訟法の解釈問題ではない。人間の尊厳、そして自由と権利にかかわる憲法と国際人権法の問題であり、憲法と国際人権法に照らして日本における現代の刑事司法そのものが問い直されなければならない。国際社会・国際人権機関から「中世」と批判されている自白に強く依存する日本の刑事司法を、グローバル・スタンダードに沿ったものに改めなければならない。

この裁判は、角川氏の刑事事件における無罪を訴えるものではない。この裁判は、「人質司法」から生還した角川氏が、日本社会で二度と同じような悲劇を生まないための公共訴訟として、大河原化工機事件で亡くなった相嶋静夫さんら「人質司法」の犠牲者を代表して、全市民のために、

「人質司法」に対する憲法及び国際人権法違反の判断を求め、日本の刑事司法の現在の在り方を、人権の原理原則から問い直す訴訟である。

<人身の自由>

憲法 34 条第 2 文

「何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。」

自由権規約 9 条 1 項第 1 文及び第 2 文

「すべての者は、身体の自由及び安全についての権利を有する。何人も、恣意的に逮捕され又は抑留されない。」

<推定無罪の原則（無罪推定を受ける権利）>

憲法 31 条

「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」

自由権規約 14 条 2 項

「刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される権利を有する。」

フランス人権宣言（1789年）

「すべての人は有罪を宣言されるまでは無罪と推定されるから、その者を逮捕することが必要であると判断されても、その身柄を確保するために必要ではないあらゆる厳しい処置は法によって厳重に制限されなければならない。」

<黙秘権（自己負罪拒否特権）>

憲法 38 条 1 項

「何人も、自己に不利益な供述を強要されない。」

自由権規約 14条3項 (G)

「3 すべての者は、その刑事上の罪の決定について、十分平等に、少なくとも次の保障を受ける権利を有する。

(G) 自己に不利益な供述又は有罪の自白を強要されないこと。」

<公正な裁判を受ける権利>

憲法 37条1項

「すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。」

自由権規約 14条1項第2文・第3文

「すべての者は、裁判所の前に平等とする。すべての者は、その刑事上の罪の決定又は民事上の権利及び義務の争いについての決定のため、法律で設置された、権限のある、独立の、かつ、公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を有する。」

<身体不拘束原則>

自由権規約 9条3項

「刑事上の罪に問われて逮捕され又は抑留された者は、裁判官又は司法権を行使することが法律によって認められている他の官憲の面前に速やかに連れて行かれるものとし、妥当な期間内に裁判を受ける権利又は釈放される権利を有する。裁判に付される者を抑留することが原則であってはならず、釈放に当たっては、裁判その他の司法上の手続のすべての段階における出頭及び必要な場合における判決の執行のための出頭が保証されることを条件とすることができる。」

【目次】

請求の趣旨.....	9
請求の原因.....	9
第1 当事者.....	9
1 原告.....	9
2 被告.....	9
第2 原告が受けた人質司法による人権侵害及び被害.....	9
1 身体拘束の経緯.....	9
(1) 強制捜査が開始されるに至った経緯.....	9
(2) 起訴されるまでの経緯.....	11
(3) 保釈されるまでの経緯.....	12
2 身体拘束期間を通じて原告の受けた人権侵害、苦痛・不利益.....	18
(1) 人身の自由の侵害及びこれに関連する様々な苦痛・不利益.....	19
(2) 社会活動の自由の侵害.....	20
(3) 表現の自由の侵害.....	22
(4) 防御権の侵害.....	24
(5) 身体生命の安全の侵害.....	27
3 小括.....	35
第3 「人質司法」の存在.....	38
第4 「人質司法」の実態.....	38
1 人質司法の被疑者・被告人に対する心理的圧迫.....	38
2 捜査機関による人質司法の利用.....	38
3 裁判所による人質司法の追認.....	39
4 人質司法の弊害.....	40
5 国際社会からの人質司法に対する批判.....	40
第5 人質司法が違憲であり国際人権法違反であること.....	43
1 刑事訴訟法の関連条文は憲法と国際人権法に違反し無効である.....	43

2	裁判所は本件において憲法判断をすべきこと	44
3	国際人権規約が法的拘束力及び裁判規範性を有しており、直接適用されるべきものであること	52
4	国家賠償法上の違法	54
5	小括	57
第6	検察官の逮捕状請求及び勾留請求が違憲・違法であること	57
1	恣意的な逮捕・抑留（自由権規約9条1項）にあたること	57
2	検察官の捜査権の逸脱・濫用にあたること	60
第7	裁判官の逮捕状発付及び勾留決定の違憲・違法	63
1	違憲・違法な検察官の逮捕状請求及び勾留請求を看過してそれらを許可したこと	63
2	罪証隠滅要件及び逮捕・勾留の必要性に関する憲法・条約適合的解釈を怠ったこと	64
(1)	条約・憲法上保障される被疑者・被告人の権利	64
(2)	人質司法による権利制約	70
(3)	罪証隠滅要件に関する憲法・条約適合的解釈	71
(4)	裁判所の調査義務並びに必要性判断に関する憲法・条約適合的解釈義務	83
(5)	本件の原告に対する逮捕状発付及び勾留決定並びに勾留取消請求却下決定の違憲違法	85
第8	検察官が身体拘束を継続させたことに関する違法	86
1	検察官の身体拘束を受ける者に対する配慮義務違反	86
2	検察官の保釈求意見に対する情報伝達義務違反	92
3	小括	94
第9	裁判官による保釈請求却下の違憲	94
1	裁判所が身体拘束判断において負う職務上の注意義務	94
2	憲法・条約適合的解釈	95
3	本件における裁判官の判断の違憲・違法	97

4 小括.....	102
第10 人質司法の運用違憲.....	103
第11 国賠法上の違法性及び故意・過失.....	103
第12 損害及び因果関係.....	104
1 慰謝料.....	104
2 弁護士費用.....	104
3 小括.....	105
第13 結語.....	105

請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金2億2000万円及びこれに対する令和5年4月27日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決を求める。

請求の原因

第1 当事者

1 原告

原告は、2022年まで株式会社KADOKAWAの会長を務め、現在は公益財団法人角川文化振興財団名誉会長を務めている者である。同年、原告は東京オリンピック・パラリンピックのスポンサー選定に関する贈賄容疑で逮捕・起訴され、本訴訟提訴時点において刑事裁判の公判が東京地方裁判所に係属している。

2 被告

被告は国である。東京地方検察庁検察官らは、2022年9月から2023年4月まで、原告の逮捕・勾留を請求し、原告による各保釈請求に対して「不相当であり、直ちに却下されるべき」等と保釈に反対する旨の意見を述べた。東京地方裁判所裁判官らは、2022年9月から同年12月まで、原告を逮捕・勾留し、原告による各保釈請求をそれぞれ却下した。

第2 原告が受けた人質司法による人権侵害及び被害

原告は、不当な身柄拘束を受け、保釈請求も何度も拒否され、その間に多大な身体的、精神的、社会的な苦痛、損害を被った。以下においては、その経過を概観し、原告の受けた主たる人権侵害及び損害について述べる。

1 身体拘束の経緯

(1) 強制捜査が開始されるに至った経緯

ア 在宅事件として捜査が行われていたこと

原告は、いわゆる東京五輪汚職事件に関係して、2022年8月8日及び同月30日の両日、東京地方検察庁特別捜査部（以下、「東京地検特捜部」又は「特捜部」という。）の検察官から任意で事情を聴かれていた。

イ 特捜部によるリークがあったこと

そうした中、特捜部は、メディアに対して、KADOKAWAの行った支払が賄賂にあたる疑いがあること、特捜部が原告らの任意聴取を実施していること等の情報をリークした。これにより、同年9月2日には、原告を取材しようと考えた大勢の報道陣が、原告の自宅玄関前まで押し寄せる事態となった。その翌日には、大手新聞が、「KADOKAWA 組織委と契約 直後から金銭 高橋容疑者知人側に」、「KADOKAWAも仲介か 高橋容疑者 五輪スポンサーに」との記事を掲載し、特捜部からリークされた情報を広く報道した（甲A1：大手新聞記事）。

ウ 報道の過熱に対応するため代表取材を受け、メディアに対して無罪を主張したこと

原告は、多数の報道陣が四六時中、自宅周辺に待機して、家族や周辺住民に迷惑をかけていたこと、連日の報道により家族やKADOKAWA従業員に動揺が広がっていたことを懸念して、取材攻勢をやめることを条件に、同月5日午後2時34分から午後3時04分までの30分間、メディアの代表取材を受けた。この際、原告は贈賄の事実を否定した（甲A2：TBSNEWSDIG）。

エ 担当検事から代表取材を咎められたこと

同日夕方、原告は、特捜部から急な呼び出しを受けて、午後6時頃から、東京ドームホテルにて、3回目の任意聴取を受けた。取調べ担当の久保庭幸之介検事は、原告が席に着くなり、「まずい、まずい、まずい。あれはないでしょう。角川さん、記者会見をしたらいけないでしょう」と述べた。

オ 強制捜査が開始されたこと

これ以後、特捜部は、原告を逮捕・勾留する方針を固めた。そして、同月14日、検察官は、原告を贈賄容疑で逮捕し、東京拘置所に収容した。また、翌15日には、検察官は、東京地方裁判所（以下「東京地裁」という。）に対して勾留請求をし、東京地裁の高嶋諒裁判官が同日中に勾留決定をなした（甲A3：勾留状）。なお、勾留の理由は、罪証隠滅のおそれと逃亡のおそれであった（刑事訴訟法60条1項2号、3号）。

以後、原告は、2度の勾留執行停止を含む、226日間にわたる身体拘束を受けることになった。

カ 原告の持病・健康状態

ところで、原告は、1943年9月1日生まれであり、2022年9月14日の逮捕時点で79歳という高齢であった。原告は、もともと心房粗細動（不整脈）等の重篤な疾病を抱えるなどしていた。2022年9月時点で、心房粗細動が再発しており、心房粗細動再発による脳梗塞が懸念され、同年11月に●●●●●●●手術予定であった。

(2) 起訴されるまでの経緯

ア 勾留取消請求の却下

原告の弁護人は、2022年9月20日、原告が79歳と高齢であること、健康状態が悪いことを理由に、勾留取消請求をしたが、同月21日、東京地裁はこれを却下した（甲A4：勾留取消請求書、甲A5：同却下決定書）。

イ 外部交通の制限

また、原告は接見等禁止決定を受けて、妻とも面会できない状態であったため、弁護人は、同月20日と同月26日に、妻との接見をできるよう

に接見等禁止の一部解除を申し立て、その結果、9月21日から同月22日の間で1回、30分間の接見と、9月27日から10月4日の間で1回、30分間の接見が許された。起訴前に原告が弁護人以外の者と接見できたのは、わずか、この2回だけで極めて短時間に限られた（甲A6及び8：接見禁止一部解除申請書、甲A7及び9：接見等一部禁止解除決定書）。

ウ 連日長時間にわたる取調べ

原告は、起訴前の逮捕・勾留期間、すなわち、同年9月14日から同年10月4日までの合計21日間にわたり、1日も欠かさず、検察官による取調べを受けた。その合計時間は78時間29分にも及んだ。

エ 起訴

そして、同年10月4日、原告は贈賄罪で起訴され、起訴後も引き続き東京拘置所に勾留されることとなった。

(3) 保釈されるまでの経緯

ア 第一次保釈請求（2022年10月5日）の却下

2022年10月5日、原告の弁護人は、東京地裁に対し、保釈を請求した。弁護人は、保釈請求書の中で、原告には、罪証隠滅のおそれもなく、原告の健康維持、生命維持の観点から、保釈の必要が極めて高いと主張した（甲A10：保釈請求書）。

しかし、翌6日、東京地検の日比一誠検察官は、「上記保釈の請求は不相当であり、直ちに却下されるべきと思料する」等として、上記弁護人の主張にことごとく反対する内容の意見書を提出した（甲A11：検察官意見書）。その結果、東京地裁の北原直樹裁判官は、同日、保釈請求を却下する決定を下した（甲A12：保釈却下決定書）。なお、同却下の理由は、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある」こと、及び、「裁量で保釈を許可するのは適当と認められない」ことが挙げられた（その後の

滅と思われるような行為をしてはならない。」「被告人は、医療関係者、角川●●（被告人の妻）及び弁護人を除く者に対し、面接、通信、電話等による一切の接触をしてはならない。」「被告人は、携帯電話機及びパーソナルコンピュータ等通信機器を入手・使用してはならない。」などの条件が定められた（甲A21：検察官意見書、同22：勾留執行停止決定書）。

エ 体調不良

原告は、前述のとおり、持病を抱え、健康に重大な不安のあったところ、2022年11月18日午前中、弁護人と接見中に、意識が遠くなる感覚を覚え、顔色も悪かったことから、急速、職員を呼んで、複数名の職員に抱えられるようにして車椅子に移され、医師による診察を受けることになった。同日夕刻、別の弁護人が接見に赴いたが、原告の健康状態が芳しくなく、接見ができなかった。

オ 第三次保釈請求（2022年12月1日）の却下

弁護人は、この間、原告が各種役職から退任したこと（後述する）、勾留執行停止が終了した後の健康状態がよくないことを踏まえ、2022年12月1日に、東京地裁に対し、3度目の保釈請求を行った（甲A23：保釈請求書）。

しかし、同月2日、東京地検の日比一誠検事は、保釈に反対する意見書を提出し（甲A24：検察官意見書）、同月5日、東京地裁の北原直樹裁判官は、保釈請求を却下する決定を下した（甲A25：保釈請求却下決定書）。

カ 第二次勾留執行停止申立て（2022年12月22日）

原告は、2022年12月19日から、体調が悪く、同月20日にCOVID-19抗原検査施行したところ、陽性との結果であった。

これを受けて、弁護人は、同月22日、同日から2023年1月10日

までの勾留執行停止を申し立てた（甲A26：勾留執行停止申立書）。

しかし、同日、東京地検の日比一誠検事は、「上記勾留執行停止の申立は、不相当と思料する」との意見書を提出し、東京地裁の裁判官も、職権発動をしなかった（甲A27：検察官意見書）。

キ 第三次勾留執行停止申立て（2023年2月22日）

2023年2月20日、原告は、接見中に気分不快を訴え、車椅子で運ばれた。

これを受けて、弁護人は、3回目の勾留執行停止を申し立てた（甲A28：勾留執行停止申立書、同29：同補充書）。

これに対し、検察官は一定の条件付きで「しかるべく」との意見を述べた。

裁判所は、申立て通りの期間、●●病院に入院するという前提で勾留執行停止を決定した（甲A30：検察官意見書、同31の1：勾留執行停止決定書）。

なお、執行停止の終期が近くなった頃、原告が38度以上の高熱を発し、これに対する治療のために、執行停止の延長を求め、合計3回延長がなされた。すなわち、同月6日零時から同月7日零時に、同月7日零時から同月8日零時に、同月8日零時から同月10日零時に延長された（甲A31の2ないし4：勾留執行停止決定書）。検察官は、これら延長に対しては「しかるべく」との意見を提出した。

ク 第四次保釈請求（2023年3月9日）

弁護人は、原告が2023年2月20日の接見中に意識を喪失したことについて、主治医である●●医師により一過性脳虚血発作の可能性があること、これを踏まえて、同年3月1日午前9時から同月6日午後零時までの間、原告の勾留の執行が停止されたこと、この間、原告が38.6度の発熱をする（肺炎を原因とするものと考えられた）などして、勾留

執行停止の期間が延長されたこと等から、もはや原告において勾留に耐えうる健康状態にないことは一層明白になったものと考え、同月9日、4度目の保釈請求をした（甲A32：保釈請求書）。

しかし、この保釈請求については、裁判官から、一方で、執行停止期間中の保釈請求は不適法であり、検察官への求意見も出せない旨の指摘があり、他方で、再度の勾留執行停止の延長申立てをしてはどうかと水を向けられたため、同月13日付で取り下げることとなった（甲A33：取下書、なお、勾留執行停止は最終的に同月14日まで延長された（甲A31の5：勾留執行停止決定書））。

ケ 第五次保釈請求（2023年4月18日）

弁護人は、原告の健康状態が勾留に耐えられない度合いが極めて深刻となっており、生命の危険が高まっていること、この間、検察官請求証拠を大幅に同意したこと（後述する）を踏まえて、2023年4月18日、5度目の保釈請求を行った（甲A34：保釈請求書）。

しかし、同月19日、東京地検の梅原隆検事は、「上記保釈の請求は不相当であり、直ちに却下されるべきと思料する」等として、上記弁護人の主張にことごとく反対する内容の意見書を提出した（甲A35：検察官意見書）。

これに対して、同月27日、東京地裁の四宮知彦裁判官は、保釈を許可する決定を出した。なお、同決定においては、保釈保証金額は2億円とされ、要旨、下記の指定条件が付された（甲A36：保釈許可決定書）。

記

- ① 被告人は、●●●●大学病院に居住しなければならない（※その後、原告は、同病院において入院治療を受け、令和5年5月12日に退院できることとなったため、同月11日付で制限住居は自宅に変更された）。
- ② 召喚を受けたときは、必ず定められた日時に出頭しなければならない。
- ③ 逃げ隠れしたり、罪証隠滅と思われるような行為をしてはならない。

- ④ 海外旅行又は3日以上の旅をする場合には、前もって、裁判所に申し出て、許可を受けなければならない。
- ⑤ 保釈許可決定書別紙記載の者ら（※共犯関係4名、株式会社KADO KAWA関係15名を含む、合計42名の者が列挙された）その他の本件事件関係者に対し、直接または弁護人を除く他の者を介して面接、通信、電話等による一切の接触をしてはならない。
- ⑥ 被告人は、携帯電話機及びパーソナルコンピュータ等通信機器を入手・使用してはならない。
- ⑦ 本件につき裁判所から郵便で送達される書類については、必ず受領しなければならない。

以上

コ 原告が保釈されたこと

東京地検の梅原隆検事は、2023年4月27日、保釈決定に対する準抗告及び執行停止の申立てをしたが、東京地裁は、即日これを棄却した（甲A37：準抗告及び裁判の執行停止申立書（乙）、同38：準抗告及び裁判の執行停止の申立ての理由について、同39：検察官の準抗告に対する意見書、同40：準抗告棄却決定）。

これによって、原告は、同日の夜遅くに、ようやく釈放された。

原告の身柄拘束期間は、2022年9月14日に逮捕されてから、2023年4月27日に釈放されるまで、226日間に及んだ（2度の勾留執行停止による入院期間を含む）。入所時（2022年9月14日）に65.1キログラムあった体重は、退所直前（2023年3月14日）には56.9キログラムまで減少し、保釈が実現した際には車椅子に乗せられていた。

サ 共犯者の身体拘束等の状況

なお、ここで、原告の刑事裁判において共犯者とされている者の身体拘束等の状況を確認しておく。

まず、KADOKAWAの元取締役専務執行役員であった芳原世幸氏については、2022年9月6日に逮捕され、同月27日に起訴されたが、同年10月5日に保釈を請求して、同月6日に保釈が許可された。その後、2023年10月10日に、贈賄罪で有罪判決を受けた。

また、KADOKAWAの元2021年室室長であった馬庭教二氏については、2022年9月6日に逮捕され、同月27日起訴されたが、同月29日に保釈が許可された。その後、2023年6月15日に、贈賄罪で有罪判決を受けた。

芳原氏及び馬庭氏の身体拘束期間が比較的短期で終わったのに対して、原告のそれは相当長期に及んだのであるが、その違いは、芳原氏及び馬庭氏は捜査段階から罪を自白していたのに対して、原告は一貫して否認し続けたところにある。

2 身体拘束期間を通じて原告の受けた人権侵害、苦痛・不利益

原告は、身体拘束によって、その基本的人権を侵害され、多大な苦痛・不利益を被った。また、それだけではなく、身体拘束から解放されるために、権利・利益を放棄させられていった。これは、身体拘束を伴う刑事事件においては、程度の差こそあれ、一般的に生じる事態であるが、罪証隠滅及び逃亡の防止という身体拘束の目的に照らして容認できるものであるかどうか、厳密かつ慎重に検討されなければならない事柄であるところ、本件の原告の場合、到底容認できないものである。

ここでの人権侵害、苦痛・不利益には、「人質司法」において一般的に侵害されることとなる「人身の自由」（憲法34条、自由権規約9条1項）、並びに「推定無罪の原則（無罪推定を受ける権利）」（憲法31条・刑事訴訟法336条、自由権規約14条2項）、「黙秘権（自己負罪拒否特権）」（憲法38条1項、自由権規約14条3項（G））、及び「公正な裁判を受ける権利」（憲法37条1項、自由権規約14条1項）に対する人権侵害、苦痛・不利益が含まれる。

しかし本件ではこれらの人権侵害に留まらず、上述のとおり、本件特有の具体的事実経過に鑑みると、精神的自由としての移動の自由を含む「社会活動の自由」、「表現の自由」（憲法21条・自由権規約19条2項）、及び「生命身体の自由」（憲法13条・自由権規約6条1項）に対する人権侵害、苦痛・不利益を含むものである。

以下、詳述する。

(1) 人身の自由の侵害及びこれに関連する様々な苦痛・不利益

まずもって、原告は、犯罪事実を否認しており、また、判決を受けたわけでもないのに、226日間にわたり、人身の自由を奪われた。これは、単に、自分の好きな時間に好きな場所へ行く自由がなかったというだけではなく、東京拘置所の劣悪な環境の中で、まさに「囚人」として取り扱われたのである。

すなわち、原告は、2022年9月14日の逮捕された当日に、東京拘置所に収容されたが、同所に到着した原告を待っていたのは、まず身体検査だった。そこでは、全裸にされ、口の中から脇の下まで、隠し持っているものがないか等を綿密に調べられた。そして、「8501」の番号が与えられ、以後、同所内では、名前ではなくその番号で呼ばれることになった。

原告は、東京拘置所の5階にある広さ三畳ほどの独居房に収容された。その中は、コンクリートの上に薄い畳が敷かれており、畳の上にも冷たさが伝わってくるほどであった。テレビはもちろん、時計すらない。部屋の奥には、洋式トイレと洗面台があるが、衝立がないため、廊下から丸見えとなっている。冷暖房の設備も機能していなかった。窓が一つあるが、窓の外には外廊下があり、外の景色はわずかの隙間を通して空が見えるだけであった。

また、拘置所内の生活は、24時間の監視体制であった。朝は午前7時に起床して、点呼の際には正座して看守を待ち、自分の番号を言わなけれ

ばならない。日中も、就寝や昼寝を除いて寝転がることが許されない。天井には監視カメラがあり、カメラの視野から外れると、看守から注意される。所持品すらも自ら管理することを許されず、原告が日記として書き留めていたノートは、検閲の対象となっていた。原告が取調べの内容を書き留めていたノートでさえ、無断で東京拘置所の所長に取り上げられたことがあった。

なお、原告は、1回目の勾留執行停止から東京拘置所に戻った後は、同所8階の病人用の単独房に移されたが、「囚人」としての取扱いであることには変わりがなかった。

「囚人」扱いであることは、東京拘置所の職員においても自覚していることである。実際、原告は、2022年10月4日、最後の検察官取調べを終えて房に戻ると、看守から、「これからあなたを囚人として扱います」と宣告された（甲A41：書籍「人間の証明」37ページ）。

このように、「囚人」として取り扱われることにより、原告は、自尊心すらも奪われたのである。

（2） 社会活動の自由の侵害

また、原告は、長期の身体拘束によって、一切の社会活動を禁じられた。

第一に、家族や親しい友人と過ごす時間を奪われた。それも、事件と関係のある者であるか否かには一切かかわらず、である。すなわち、原告は、2022年9月15日の勾留決定と同時に、接見等禁止決定を受けたため、弁護士以外の者との面会、親書の交換等をすべて禁止された。前述のとおり、妻については、接見等禁止決定が一部解除されたが、起訴前の身体拘束期間である21日間のうち、面会できたのは、わずか2回、それぞれ30分間だけであった。同年10月4日に起訴された後も、接見等禁止は続いた。妻との関係に限り、これが解除されたが（回数指定なし）、実際に面会できるのは平日のみであり、1回あたり20分程度に限定された。

第二に、経済人としての活動を行うことができなくなった。原告は、角

川書店（現在のKADOKAWA）を創業した角川源義氏の子であり、1966年に大学を卒業するとすぐに同社に入社した。1993年には、代表取締役社長に就任し、1998年に同社を東京証券取引所に株式上場させるなど、長年にわたり同社の経営を率いてきた。その後、2010年に代表取締役を退任した後は、代表権のない取締役会長として、同社の経営に助言を与えるなどしてきた。このように、原告は、人生をかけて、同社の発展に心血を注いできた人物である。しかしながら、身体拘束期間が長期化したことで、同社における自身の職責を果たせない状態が続いたため、起訴後の2022年10月4日に、会長職を辞することとなった。

第三に、原告は、身体拘束によって社会活動を禁止されただけにとどまらず、身体拘束から逃れるために、社会活動の自由を自ら放棄することを余儀なくされたのである。すなわち、検察官意見書においては、「被告人は、本件逮捕前には、毎日朝からKADOKAWAに出勤し、創業家出身の会長として、会社内で絶大な影響力を有していたことが認められる。被告人は、会長職を退任したものの、取締役は退任しておらず、現在も会社での絶大な影響力を維持していることは明らかである。」と指摘されていた（甲A11：2022年10月6日付検察官意見書5頁）。こういったことも考慮して、原告は、2022年11月4日、KADOKAWAの取締役を退任し、同月24日付けでその旨の登記を了したほか、同年10月下旬から同年11月上旬にかけて、学校法人角川ドワンゴ学園の理事、東京メトロポリタンテレビジョン株式会社の取締役、公益財団法人大宅壮一文庫の評議員をそれぞれ辞任し、人事上の影響力を行使しうる地位から退くこととなった。

このように、原告は、社会活動が全面的に禁止され、人生をかけて築いてきた社会的地位等すらも、手放すことを強いられたのである。

そして、保釈許可によって人身の自由を基本的に回復した後も、社会活動の自由は、大幅に制限された。すなわち、保釈の際に付された条件は、原告が経済人として活動することを不可能にするに等しいもので、原告は、

経済人としての活動を断念せざるを得ない状況が続いている。なお、保釈後のことであるが、原告は、公益財団法人角川文化振興財団の理事（名誉会長）であり、同財団の常務理事である●●●●氏と、財団運営に関して財政的な問題を含めて意見交換をする必要があった。そのため、弁護人が立ち会い、その会談の状況を録音して報告するなどの条件の下に、面談することを許可してほしいと申し出たが、検察官はこれに反対し、裁判所はこれを認めなかった（甲A42：保釈指定条件変更申請書、甲A43：検察官意見書）。

（3） 表現の自由の侵害

ア 代表取材

検察官は、保釈請求に対する意見書の中で、繰り返し、「被告人は、逮捕前である令和4年9月5日、報道機関の取材に対し、『7000万円はコンサルティング契約の対価として支払ったものである。』『高橋理事への謝礼という認識はない。』旨回答し、公の場で前記弁解と同じ説明をしていた。」と指摘して、これを「逮捕前から敢えて本件犯行を否認する姿勢を報道を通じて公表することで関係者への『口封じ』を図ったものだ」と強弁した（甲A11：2022年10月6日付検察官意見書2～3頁等）。

しかし、これは、上述のとおり、特捜部のリークを発端とするメディアスクラムを鎮静化して、家族の生活の平穏を取り戻すために、やむを得ず代表取材に応じることにしたに過ぎず、決して原告側から取材を要請したものではない。実際の取材内容を見ても、記者から、「今いろいろ報道出てるけれども、いわゆる高橋容疑者ですねお知り合いの会社に・・・角川側からですね、7000万円支払われたという報道出ていますけど事実関係はどうでしょうか」などと具体的に質問されて、それに対応して回答しているに過ぎない（甲A2）。まさに、原告は会社経営に当たってきたものとして、説明責任を果たそうとしただけであり、取材に応ずることで、「口封じ」を図ったものでないことは、誰の目にも明らかであった。

イ 起訴後のコメント

また、検察官は、保釈請求に対する意見書の中で、繰り返し、「しかも、被告人は、本件で公判請求された令和4年10月4日には、接見禁止が付されているにもかかわらず、また、後記の●●●●●●●●●●や●●●●●ほか多くの本件関係者がKADOKAWAの役職員として在籍している状況を知悉しながら、弁護人を通じて、KADOKAWAに対して、『今般、高橋氏に対する贈賄との指摘を受けたことは夢にも思わぬ驚きであり、もとよりそのような認識はありませんでした。私は事実を全面的に争い、検察と徹底的に闘う所存でありますので、この点、何卒、各位のご理解を頂戴したく存じます』などと自身の弁解等を記載したコメントを送付し、同コメントをKADOKAWAの全役職員に周知させただけでなく、同コメントに『本日は、簡単に御報告させていただきましたが、いずれ改めてきちんとご説明させて頂くつもりです』などと記載して、より詳細な弁解内容を全役職員に周知する意欲も示している。」と指摘して、これを「公判請求された後は、接見禁止中であるにもかかわらず、弁護人を介して、自身の弁解をKADOKAWAの全役職員に伝えるなど、様々な策を弄してでも、共犯者及び事件関係者に働きかけ、口裏を合わせさせようとするなどして、自己の刑事責任を免れようとする姿勢が顕著である。」と評した（甲A16：2022年10月19日検察官意見書3～4頁等）。

しかし、従前KADOKAWAの取締役会長の職にあった原告が、逮捕・勾留され、起訴までされて、会長職を辞することになった以上、KADOKAWAに在籍する役員及び従業員が動揺し、今後の同社の行く末に不安を抱くことは、容易に想像ができることである。長年経営に参画しKADOKAWAの発展に尽力してきた原告としては、そうした動揺を少しでも和らげ、同社の運営に混乱をきたさないように、コメントを述べるのは当然のことであり、むしろその職責であるともいうべきことであった。このコメントも、原告が自己の刑事責任を免れるために出したものでないことは、誰の目にも明らかであった。

ウ 検察官の意図

前述のとおり、特捜部は、原告を逮捕する前から、メディアに対して情報をリークしていた。検察官が、なぜリークしたのかといえ、これにより、世論を誘導して、刑事裁判を有利に進める意図があったからに他ならない。

他方で、検察官は、原告が2022年9月5日に代表取材に応じるや同人を逮捕し、また、保釈請求の場面でも、同代表取材に応じたことや起訴後のコメントを出したことを罪証隠滅のおそれの問題にこじつけて、原告の保釈に強力に反対した。

このように、検察官が、原告による意見表明を封殺し、その後の意見表明を萎縮させようとしたのは、罪証隠滅を懸念したこととは考え難く（上記意見表明に罪証隠滅の意図はなく、罪証隠滅の具体的効果が生じることもあり得ないからである。）、原告が検察官の意向に反する意見を世間に表明することを禁じ、原告の身柄拘束を長期化して原告にダメージを与え、さらには、世論が原告の味方について、検察官に批判的になることを危惧したからであったのは、疑いない。

（４） 防御権の侵害

原告は、当初より一貫して犯罪事実を否認している。そのため、検察官の取調べへの対応や裁判期日への準備等に関して、防御権を全うする必要性が極めて高いというべきであるが、実際には、防御権は大きく侵害された。

ア 捜査段階

まず、捜査段階において、原告は、2022年9月14日から同年10月4日までの合計21日間にわたり、1日も欠かさず、検察官による取調べを受け、その合計時間は78時間29分にも及んだ。逮捕・勾留のない

在宅事件であれば、取調べに応じるか否かや、取調べに応じる場合の条件（弁護人の立会い、取調べの時間制限等）について交渉する余地があるが、逮捕・勾留されている原告は、検察官に求められるがまま取調べに応じるほかなかった。

また、原告は、取調べにおいて、強大な証拠収集権限と人的資源を背景に一方向的に尋問してくる検察官に対して、自らのおぼろげな記憶だけを頼りに対応しなければならなかった。在宅事件の場合は、取調べの途中で離席して弁護人の助言を受けることもできるし、取調べの合間に自宅などで手持ちの資料を確認することもできるが、そのようなことすら許されなかった。

もちろん、接見に来た弁護人と協議することはできるのであるが、東京拘置所の接見時間は限られており（原則として、平日午前8時30分～12時、午後1時～5時）、電話で連絡をとることもできない。

このような状況は、被疑者となった者を疲弊させ、不安にさせて、検察官のいうままに犯罪事実を認めるほかないのではないか、という考えに至らしめるのに十分なものである。原告の場合もその例外ではなく、原告が自白しないで取調べを終えられたのは、原告が述懐するように、「私の否認の最後の砦となったのは、経営者として自分が守り育ててきた会社への思いだった。傷ついたブランドを回復し、次世代の経営陣や社員がKADOKAWAで仕事をすることに誇りを抱けるようにしなければならない。その使命感が自白への半歩を踏みとどまらせた。」からであった（甲A41：「人間の証明」34～35頁）。

原告は、今後、刑事裁判の公判において、無罪を主張していくが、身体拘束の中では、自白の「半歩」手前のところまで追い詰められていたのである。

イ 公判段階

原告は、これまで述べてきたような苦痛・不利益が積み重なって、精神

的にも、肉体的にも、疲弊しきっていた。その上、心房粗細動をはじめとする重篤な持病を抱えており、とりわけ2度目の勾留執行停止を経て、生命の危険さえ現実化しつつあった（後述する）。原告の妻や弁護人も、原告が、日を迫うごとに、生気を失い、弱っていく姿を目の当たりにしていた。原告及び弁護人としては、無罪判決を獲得して、雪冤を果たしたいという気持ちに変わりはないが、他方で、死んでしまっただけでは何もできないという思いを強くしていた。そこで、2度目の勾留執行停止が終わり、2023年3月14日に東京拘置所に戻ってからは、保釈の獲得が最優先課題となった。

そのためには、争点や証人尋問の対象をごく一部にまで限定して、「罪証隠滅」の対象を減らすほかなかった。そこで、弁護人は、検察官請求証拠に対する証拠意見を早急にとりまとめることとし、同月31日に、「証拠意見書（1）」を提出した。この時の証拠意見は、当時の検察官請求証拠全152点（甲号証151点、乙号証1点）のうち、同意42点、不同意49点、留保61点であった。

しかし、原告の健康状態の悪化を踏まえ、同意書証の範囲をさらに大幅に拡大しても、保釈が許可される可能性を少しでも高めなければならないということから、同年4月14日に、同意意見を倍増させた「証拠意見（2）」を提出した。この時の証拠意見は、同意110点、不同意37点、留保5点であった。

すなわち、第1弾の証拠意見では、①東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の関係者、②電通の関係者、③KADOKAWAの従業員、④講談社（KADOKAWA同様、出版カテゴリーのスポンサー候補となっていた）の関係者、⑤賄賂罪の対向犯関係にある高橋治之氏及び深見和政氏等の供述調書について、不同意又は留保の意見を述べていたが、第2弾の証拠意見では、①、②、④、⑤については同意し、③についても大幅に同意して、ごく一部の供述調書のみを不同意又は留保とした。

このように、争いの対象を大きく絞り込んで始めて、保釈（第五次請

22年10月5日の第1次保釈請求書（甲A10）添付の資料3参照）。

（エ）第二次保釈請求（2022年10月17日）時点

2022年10月8日午後5時頃、原告は、心臓がドキドキするという症状に見舞われ、東京拘置所の医師に診察を求めた。しかし、診察を受けるまでに原告の記憶では約40分を要した上、診察においては、血圧測定と1分間の心電図検査が行われたものの、同医師は、「先日より血圧が高く、よくない兆候である」と述べるにとどまり、具体的な対応を示さなかった。原告は、何度も、「検査と手術を受けさせてください。」「緊急自動車呼んでくれないのですか。」などと対応を求めたが、これに対応することなく、「判断できない」などと答えるのみであった（甲A44：東京拘置所の医療記録22～26頁）。

なお、東京拘置所の医療記録によれば、同月8日の午後5時頃に胸部痛、動悸を訴えて診察を依頼し、午後5時15分に血圧の測定、同20分に心電図検査を受けている。

原告の弁護人は、こうした状況も踏まえて、第二次保釈請求を行ったが、それに先立って、改めて、●●医師に対して意見を求めた。

●●医師は、

・「大前提として、心臓に疾患を抱える患者に対し、ストレスや寒さなど高血圧の原因となる環境に置くことが望ましくない。角川氏は、79歳と高齢であり、かつ、心臓に疾患を抱えているのみならず、総胆管結石による膵炎のリスクなどをも抱えており、このような角川氏の健康状態に照らせば、東京拘置所という日常生活とは異なる環境に置き続けること自体が医師として全く推奨できない」

・10月8日の出来事については、「心臓がドキドキするという自覚症状があることから察するに、角川氏には不整脈が起きており、すなわち、血栓（脳塞栓になると死に至る可能性がある）のリスクが高まっていることが窺える」

・「●●●●●大学病院に入院した場合の医療体制と、東京拘置所に勾留され続けた場合の医療体制は、角川氏の疾病に対応できる医師及びスタッフの人数や、MRIやCTなどの医療設備の観点から明らかに異なる」

・東京拘置所で処方されている薬の一部（ベラパミル）では不十分である

・「角川氏が抱えている心房粗細動は、服薬によって根本的な対処が可能ではない。●●●●●●●手術という心臓の中の不整脈を生じている心筋部分を焼く手術によってのみ根本的な対処可能である。服薬だけでは対処できないことが多い。●●●●●●●手術が遅れば、心房がリモデリング（心房の線維化、心筋の脱落、心房の拡張）を起こし、不整脈の治癒ができなくなる。不整脈の治癒ができなくなれば、心房の心耳という部分に血栓ができやすくなり、これが脳に飛ぶことで、脳塞栓として死に至る可能性がある」

・原告は「総胆管結石」も抱えているが、「角川氏の場合、総胆管の末端である主膵管との合流部分に結石があるため、膵臓が排出している酵素液が臓器に悪影響を与え、膵炎になり、敗血症を生じ、死に至る可能性があった」のであり、「現在も、角川氏については、総胆管結石への対応の必要性がある」

等の意見を述べていた（2022年10月14日付け事情聴取報告書。2022年10月17日の第2次保釈請求書（甲A15）添付の資料2参照）。

（オ）第一次勾留執行停止申立て（2022年11月2日）時点

●●●●●●●手術については、当初11月に予定されており、それに先立つ10月には術前検査をする必要があったものの、2度の保釈請求が却下されたため、予定どおりに行うことができなかった。

そこで、原告の弁護人は、急ぎ、●●●●●●●医師及び執刀医の予定等を調整してもらった上で、2022年11月9日から同月11日の日程で、原告が術前検査を受けられるよう、勾留執行停止申立てをし、これが認められた。

術前検査においては、幸い、原告において、緊急に手術をしなければならぬほどの不整脈は認められなかった。

(カ) 第三次保釈請求（2022年12月1日）時点

しかし、東京拘置所に戻ってから、原告の心身の状況は、思わしくない状況が続いた。

すなわち、この頃、原告の居室は、東京拘置所内の病棟に変更となり、血圧を毎日2回測られていたが、朝の血圧は160～170と非常に高い状況が続き、不整脈も見られた。

とくに、2022年11月18日午前中、原告は、弁護人と接見中に、意識が遠くなる感覚を覚え、面会室の椅子から崩れ落ちるように倒れ込んでしまった。顔色も悪く、急速、職員を呼んで、複数名の職員に抱えられるようにして車椅子に移され、医師による診察を受けることになった。同日夕刻、別の弁護人が接見に赴いたが、原告の健康状態が芳しくなく、接見ができなかった。

東京拘置所の医療記録上も、「面会中に気分不快あり面会中断自室へ戻る。帰室後横臥し経過観察する。バイタルサイン 体温36.1℃ 脈拍53回/分 血圧112/68MMHG」などと記載されている。(甲A44:77頁)。なお、この日は、血圧が高く、午前中に、BP=149/65、再検査でもBP=149/74であった。「午後に安静にしてふらつきは改善。BP=118/59 P=51 SPO2=95%」との記載がある。メキシレチン、アムロジピン2.5MG追加投与となったうち、アムロジピン服用前は血圧高めであったが、初回服用後の本日午後にふらつき出現したこと、血圧も低下したことから、「一旦アムロジピンを中止」したとある(同76頁)。翌日の同月19日(土曜日)には、「午後5時過ぎ、前日の面会中と同様な状態に陥っている。すなわち、保健助手の記録によれば、17:10に本人より貧血のような気分不快の申し出があり、昨日の面会と同様な感じとの訴えがあり、BP110/68で、

脈拍触知困難なため、DRコール」とあり（同79頁）、医師の診察記録でも、「午後5時過ぎ、めまい・吐き気・全身的気分不快の訴え。 訪室時、布団に横たわっており、会話可能。昨日面会中と同様の症状とのこと。その後、薬剤調整中。数分で症状改善、トイレ歩行可となる。心電図上、11/14日から大きな変動なし。検査より帰室後、室内移動可能な状態であり、経過観察とする。本人は、歯も悪く食事がとりにくく、低栄養を心配。歯科願箋提出済み。液体カロリー一食などは週明け以降検討と説明。」などとも記載されている（同78頁）。

（キ）第二次勾留執行停止申立て（2022年12月22日）時点

原告は、2022年12月19日から、具合が悪く、「かぜ気味と、咽頭痛は無いがいがらっぽい。時々せきが出たり痰が絡んだりする。」と訴えており（同116頁）、同月20日COVID-19抗原検査施行したところ、陽性との結果を受け、部屋を移動した。医師も、「65歳以上であり、重症化リスク因子を有し、かつ新型コロナウイルス感染症治療薬の投与が必要な方であることから、発生届作成。」などと記載していた（同117頁）。

（ク）第三次勾留執行停止申立て（2023年2月22日）時点

2023年2月20日、原告は、面会中に気分不快を訴え、車椅子で運ばれた。

すなわち、矢田次男弁護士（以下「矢田弁護士」という。）が東京拘置所において接見中、原告は「気持ちが悪い」と述べ、顔面蒼白となりガクンと下を向き、意識がない様子でよだれを垂らすようになり、その様子に驚いた矢田弁護士が急速接見終了ボタンを押して東京拘置所職員を呼び、駆け付けた同職員が声をかけても反応がなく、おろおろしている同職員に矢田弁護士が車いすを持ってくるよう要求するなどして、急速、医師及び看護師による診察等を受けざるを得ないという事態が発生したのである。

当時の診療録にも、「9時40分 血圧83/50MMHG 脈拍53回/分 SPO2=100% 冷汗あり 体温測定できず。受け答えは出来ている。顔色不良。その後車椅子で帰室。布団に臥床させる。体温36.2度 脈拍68回/分 血圧118/60MMHG。血糖測定し121MG/DL 顔色不良だが、だんだん落ち着いてきたとのこと。10時25分 血圧117/59MMHG 脈拍51回/分 よくなってきたと話す。顔色ももどりつつある。その後、別の面会があり車椅子で行く。帰室後ももう大丈夫ですよ。と返答あり。」(同189頁)と記録されている。

これについて、原告の弁護士が●●医師に意見を求めたところ、

- ・「一過性虚血発作(TIA)」の可能性が考えられる
- ・「一過性虚血発作(TIA)」は脳梗塞の前触れともいわれ、極めて危険、かつ、迅速・適切な診断・治療が必要な疾患であるため、心房粗細動の状況等も含め、精密検査をすることが望ましい」

等の意見を述べた(2023年2月21日付け電話聴取報告書。2023年2月22日の第3次勾留の執行停止申立書(甲A28)添付の資料1参照)。

これを受けて、同年3月1日午前9時から同月6日零時までの期間について、勾留の執行を停止する決定がなされた。

しかし、執行停止の終期が近くなった頃、原告が38度以上の高熱(肺炎を原因とするものと考えられた。)を発し、これに対する治療のために、執行停止の延長がなされ、最終的に合計3回延長がなされた(同月6日零時から同月7日零時に、同月7日零時から同月8日零時に、同月8日零時から同月10日零時に延長)。

(ケ) 保釈(2023年4月27日)

その後も、原告の衰弱状況は目に見えて明らかであった。最終的に、2023年4月27日に、保釈されたのであるが、入所時(2022年9月14日)に65.1キログラムあった体重は、退所直前(2023年3月

14日)には56.9キログラムまで減少し、保釈が実現した際には車椅子に乗せられていた。

原告は、保釈された後も、同年5月12日まで、●●●●大学病院に入院せざるを得なかった。

また、原告は、2023年6月12日未明、心臓に痛みを覚え過呼吸となった(血圧は上が180を超え、下でも100を超えていた。)ため、●●病院を緊急受診したところ、心電図、レントゲン、採血等の検査の結果、●●医師の「軽い心不全の可能性があり、心臓に水が溜まっている様子もみられる。精密検査や経過観察のため、2週間ほど入院するべきである」と判断がなされ、裁判所の入院許可を得て、6月12日から2週間緊急入院した(甲A45:入院許可申請書)。

イ 身体拘束期間全体を通して

前述したとおり、原告は、高齢で、持病があり、基本的には「病人」といって差し支えない状態であった。接見中に意識が遠のくといった異常事態が1度ならず生じたにもかかわらず、東京拘置所での処置は、決して十分なものとはいえず、外部の医療機関に見せるということもしなかった。

「東京拘置所の医療施設は日本の拘置所の中で最高の水準にある」と検察官は主張する。確かに拘置所の中では最高水準なのかもしれないが、その最高の水準にある東京拘置所においても、原告に対する医療的な措置は投薬による対症療法ばかりであり、本来の治療とはいえないものであった。

2022年12月に原告が新型コロナウイルスに感染し、医師も重篤な症状と認め、看守や接見時の弁護士も防護服を着用したが、原告は隔離病棟に移されたのみで、外部の専門的医療機関を受診させてもらうこともなかった。

身柄拘束期間を通じて原告の体力は弱り、徐々に衰弱状態に陥っていた。それを象徴する出来事として、2023年2月20日の接見中の意識消失がある。接見室から医務室に赴くために東京拘置所内の廊下を車いすで移

動中、ある医師は、明らかに原告のことに気づいていながら、声を掛けるどころか、目をそむけたのである。患者に寄り添うべき医師が、人質司法システムの僕と化していることをまざまざと原告に認識させた一瞬であった。原告は、このような取り扱いを受け、拘置所内で命を繋げていくことができるか深刻な不安を覚え、何とか拘置所を出られないものかと拘置所の医務室で漏らしたところ、医師（20日の診察をした担当医師とは別の医師である）から、「角川さん、あなたは生きている間はここから出られませんよ。死なないと出られないんです。生きて出られるかどうかは弁護士の腕次第ですよ」と言われ、傍らにいた刑務官も無言で頷いていた。原告がはっきりと拘置所内での死を意識した瞬間だった（甲A41：75頁）。

特に、2023年2月20日は、それ以後車椅子で移動を余儀なくされるほどで、保釈で釈放された際も、車椅子を使用していた。一過性虚血性発作の可能性があったのに、この時に医務課に連れて行かれた原告に対して拘置所の医師は、血圧と脈拍を測っただけで、まともな問診すらしなかった。そして、原告は、車椅子を使用して自室に戻り、布団に臥床することを許されたのみであった。体重減少も前述のとおり顕著であった（入所時（2022年9月14日）に65.1キログラムが、退所直前（2023年3月14日）には56.9キログラムまで減少した。）。

3 小括

以上は、原告の人間の尊厳を傷つける極めて重大な人権侵害である。

本件訴訟は、人質司法によって原告がいかに重大な人権ないし法的利益の侵害を被ったかを明らかにし、その是正を求める訴訟であるが、これまで見てきたとおり、その人権侵害の程度は極めて重大かつ深刻である。まさに本件訴訟が現在の日本の刑事司法の在り方を、人権の原理原則から問い直す「人権裁判」でもあることが如実に表れている。

一般に人身の自由は、刑事手続の全過程における人権として語られ、主

に適正手続きの保障の具体化として理解されることが多い。しかし、「人身の自由」は、憲法の人権保障の体系の中においても、極めて重要なものとして位置づけられており、単なる手続保障のための人権にとどまらない。実体的にも極めて重要な内容をもった人権である。

日本大学玉蟲由樹教授によると、人身の自由は第1にそれ自体が固有の人権として憲法による保護を受けると同時に、「他のすべての憲法上の権利を享有するための前提となる権利」という特別な位置づけを有し、人権保障全体の前提条件としても機能する。第2に、人の身体の自由の保障は、「個人の尊厳」という憲法秩序全体を覆う根本的な原理と直接に結びつく、重要な意義を持つ。さらに、人身の自由の保障は、とりわけ刑事手続との関係においていくつかの重要な手続的保障を要請するものである（甲C1：玉蟲教授意見書3頁から7頁）。こうした人身の自由の重要性と後述する人質司法の実態とを認識しておかなければ、本件において現実に即した適切な判断をすることはできない。

人身の自由が人権保障全体の前提条件であるという点は、人が身体を物理的に拘束され、自由な移動等が制限されれば、職業行為等の経済的な活動はいうに及ばず、集会への参加なども大幅に制限され、家族生活をも阻害されることから理解できる。このことは人身の自由に対する制限が、経済的自由や精神的自由の制限を不可避免的に伴うことから明らかである。

「人身の自由の保障がなければ自由権そのものが存在しえない」とされる所以である。このような意味において、人身の自由は、人権保障全体の前提条件というべきほどの重要性を持った人権なのである。

このことは、人身の自由が、他の人権よりも根源的で、「個人の尊厳」（憲法13条前段）と直接結びつく人権であることを意味する。憲法13条前段は「すべて国民は、個人として尊重される」と規定する。その意味するところは、個人の自由意思が確保され他人の意思によって支配されない、つまり人間の道具化の否定である。かけがえのない個人を国家や社会が代替可能な道具や手段として扱ってはならないということであり、まさ

に「個人の尊厳」の尊重の要請である。「個人の尊厳」は、公権力は個人を公益実現のために処分されうる単なる「モノ」として扱うことは許されず、常に自律的・主体的な「人」として取り扱わなければならないことを要請する。人身の自由という根源的な保障がないがしろにされれば、あらゆる自由の行使は成り立たない。人身の自由が不当に制限され、人が国家の意思に隷属させられているような状態は、単なる自由の制限を越えて、人の尊厳に対する侵害である。

公権力が憲法34条にいう「正当な理由」もなしに個人の身体を拘束し続けることは、当該個人の自律性・主体性を無視ないし軽視するものであり、本人の尊厳そのものが傷つけられているというべきである。このように、人身の自由という実体と、刑事手続における適正手続保障という手続とは、ともに個人の尊厳を支える重要な憲法法益である。

前述したような原告が被った理不尽な扱いの実態を被拘禁者の立場から直視し、その想像を絶する苦痛を理解することは、刑事司法に携わる法曹三者であっても容易なことではないかもしれない。しかし、人質司法によって甚大な人権侵害が生じていることは紛れもない事実である。生身の人間であり、個人として尊重されるべき尊厳を持つ主体的な個人がその根源的な人権を侵害されている。憲法は、被疑者、被告人、受刑者を問わずすべての国民を個人として尊重する。刑務官も含めて、すべての刑事司法に携わる者は、今一度、「個人の尊厳」の尊重を心に刻む必要があるのではないか。被疑者、被告人であっても国家権力による有罪立証のための道具、自白を得るための手段として扱ってはならない。どれだけ犯罪の嫌疑がかけられていようと、人間としての尊厳は尊重されなければならない。それが文明国家の刑事司法として当然の在り方である。

第3 「人質司法」の存在

日本の刑事司法においては、「人質司法」、すなわち刑事手続で無罪を主張し、事実を否認又は黙秘した被疑者・被告人ほど容易に身体拘束が認められやすく、釈放されることが困難となる実務運用が存在している。

この「人質司法」の存在の具体的立証は、統計資料、裁判官の論稿、裁判官以外の者による論稿、声明、及び体験談等によって、第1準備書面以降において行う。

第4 「人質司法」の実態

1 人質司法の被疑者・被告人に対する心理的圧迫

人質司法が存在することについて、被疑者・被告人の側から見ると、自白や争点について争うことの放棄に協力すれば釈放してもらえるが、それらをしなければ釈放してもらえないということにほかならない。虚偽自白等によって釈放されることにより人身の自由をとるか、身体拘束を甘受することと引き換えに無罪主張をとるかという究極の二択を迫られ、自らの身体をまさに「人質」にされる（甲C2：高野隆「人質司法」）。そして、密室の塀の中でその極限状態に置かれることによって、無罪を裁判で主張すればするほど身体拘束が長引くという理不尽を突き付けられる結果、虚偽自白、争点について争うことの放棄、検察官請求証拠への同意意見等の「人質」を釈放するための手段が誘発されてしまうのである。

2 捜査機関による人質司法の利用

捜査機関も人質司法を利用し、言葉巧みに被疑者・被告人を煽り立てる。

まず、捜査機関は任意聴取の段階において、被疑者には黙秘権があるにもかかわらず、捜査機関の見立て通り自白しなければ逮捕・勾留といった身体拘束や搜索差押等の強制処分に及ぶと仄めかす。これは厚労省元局長冤罪事件や広島県の元法相による大規模買収事件などでも用いられた手法である（甲C3：弘中惇一郎「特捜検察の正体」73頁以下）。

次に、取調べにおいて、取調官は、否認すれば身体拘束され続けることや、捜査機関の見立て通りに自白すれば早期に釈放されることを仄めかす。これは、厚労省元局長冤罪事件やプレサンス元社長冤罪事件などでも用いられた手法である（甲C4：村木厚子「私は負けない」、甲C5：山岸忍「負けへんで」）。

そして、起訴後においても、検察官は保釈に強硬に反対し続ける。保釈請求に対する求意見において、否認していること自体を身体拘束を継続すべき理由として掲げ、刑事被告人として当然の訴訟活動を罪証隠滅工作と評価して訴えるのである（甲C6：川崎英明「否認と保釈」）。

このように、検察官は刑事裁判実務における傾向として話したり、その一方当事者的立場としての訴訟行為にかこつけて、人質司法を口実に自白等を促す合法的脅迫を行うことが可能になっている。

3 裁判所による人質司法の追認

人質司法の責任は、そのような捜査機関による人質司法の利用を放置し、「人質司法」という実務運用を捜査機関と共に形成している裁判所にあると言わざるを得ない。すなわち、裁判所は身体拘束判断の全過程において被疑者・被告人の自白・否認という供述態度を考慮して、その身体拘束の要否において明確な区別をつけている。そして、裁判所は、特に否認している被告人について、「被告人が～のような行動に出た場合、働きかけられた証人は供述を変遷させるかもしれない」「新たな無罪の証拠をやり上げることが可能かもしれない」という具体的根拠のない可能性を想定し、公判への影響や、実際には1%前後にすぎない保釈事故例を過大に考慮したうえ、何ら具体的な立証がないにもかかわらず、抽象的な危惧感をもとに身体拘束を継続してしまう（甲C7：原田國男「【PC遠隔操作事件】「罪証隠滅のおそれ」って何？～名（元）裁判官・原田國男氏が語る”裁判官マインド”」）。自分は無実であるという正当な主張や、無実を立証するための証拠収集という正当な訴訟行為ですら、「罪証隠滅」を推

認する事情として使われてしまう。そのような個別事例における解釈の積み重ねの結果として形成される総体としての運用が「人質司法」である。

4 人質司法の弊害

人質司法の影響により、被疑者・被告人の虚偽自白（共犯者による虚偽供述）、争点について争うことの放棄、検察官請求証拠への同意意見が誘発されることになる。一度これらの結果が生じてしまった場合、その撤回が理論上は可能であったとしても、供述変遷や禁反言という点で不利にならざるを得なかったり、保釈取消や再逮捕による再収監への恐怖から、現実的に撤回等をしたりすることは困難である。

人質司法の結果、無罪主張は事実上制限され、被告人に不利な形で公判が展開され、誤判冤罪が生じるリスクがある。これまで人質司法によって誤判冤罪が生じた事例は枚挙にいとまがない。また、仮に無実の被疑者・被告人が雪冤された場合であったとしても、無実の罪で長期間の身体拘束を受けることになってしまう。

5 国際社会からの人質司法に対する批判

日本の人質司法については、国際人権機関からも厳しい批判を浴びている。

（1）自由権規約委員会及び拷問禁止委員会

自由権規約委員会や拷問禁止委員会は日本政府に対する報告書審査のたびに、人質司法の実態を批判し、その是正を強く勧告してきた。

自由権規約委員会は、1988年の第2回審査以来、一貫して日本の刑事司法制度について厳しい総括所見を公表してきた。第6回審査（2014年）では、18項で、委員会は、起訴前に、保釈の権利がないこと、また国選弁護人の援助を受ける権利がないことが、代用監獄において強制的

な自白を引き出す危険を強めていること、尋問行動について厳格な規則が存在しないことに懸念を表明している。

また、取調べのビデオ録画の義務付けられた範囲が限られたものであることを遺憾としている。

そして、起訴前の拘禁中に、保釈など勾留に代わる措置を、当然考慮すること、すべての被疑者が身体拘束の瞬間から弁護人の援助を受ける権利を保障され、かつ、弁護人が取調べに立ち会うこと、尋問の方法、尋問継続時間の厳格なタイムリミットと完全なビデオ録画を定める立法措置がされなければならないことなどを勧告した。この勧告は、警察署においてなされている取調べだけでなく、検察官が逮捕し、拘置所で行う取調べについても当然適用されるものである。

第7回審査（2022年）においては、26、27項において、自由の剥奪の当初から保釈の権利が認められていないこと、国選弁護人選任の権利が尊重されていないことなどに引き続き懸念を示し、実務上、取調べの実施に関する厳しい規制がないこと、取調べのビデオ録画が義務付けられる範囲が限定的であるとの報告についても懸念を表明している。

そして、取調べにおいて、正式な逮捕前も含めて全て録音録画されること、及び全ての刑事事件で取調べの録音録画が適用されることを確保すべきであり、起訴前の勾留において、保釈などの非拘束的な代替措置を確保すべきであるなどと勧告している。

拷問禁止委員会は2007年の第1回審査に引き続いて、2013年の第2回の審査において、第1回審査の総括所見の主要部分を引用しつつ、次のような総括所見を示している。

委員会は、締約国の司法制度が、実務上、自白に強く依存しており、自白はしばしば弁護士がいない状態で代用監獄での拘禁中に獲得される。委員会は、叩く、脅す、眠らせない、休憩なしの長時間の取調べといった虐待について報告を受けている、すべての取調べの間、弁護人を立ち合わせることが義務的とされていないこと、警察拘禁中の被拘禁者の取調べが適

切な行為であることを証明するための手段が欠けていること、特に、連続的な取調べの持続に対して厳格な時間制限がないことを指摘した。

そして、刑事訴追における立証の第一次的かつ中心的な要素として自白に依拠する実務を終わらせるために、犯罪捜査手法を改善すること、取調べの全過程の電子的記録といった保護措置を実施し、その記録が法廷で利用可能とされることを確実にすること、を勧告している。

この勧告も、警察署においてなされている取調べだけでなく、検察官が逮捕し、拘置所で行う取調べにも適用されるものである。

(2) 恣意的拘禁作業部会

国連の恣意的拘禁作業部会は、カルロス・ゴーン氏が自白を強制された状況で拘禁されたとして、自由権規約9条の恣意的拘禁に該当すること、同10条の人間の尊厳を侵害すること、同14条(2)における無罪推定の権利及び同14条(3)(G)における自白を強要されない権利に違反したなどと認定し、是正措置を求めた(甲C8: OPINIONS ADOPTED BY THE WORKING GROUP ON ARBITRARY DETENTION AT ITS EIGHTY-EIGHTH SESSION, 24-28 AUGUST 202、パラグラフ73～75、84～85)。

また、恣意的拘禁に関する作業部会は、2018年12月17日、山城博治氏(沖縄平和運動センター議長)が公務執行妨害容疑で逮捕され長期勾留されたことに関して、「作業部会は、政府が山城氏を、山城氏が個別に疑われている行為ではなく、沖縄の平和主義者および環境保護主義者としての彼の生涯にわたる権利と自由の行使を標的にしているように見えると考えている。」と指摘し、カテゴリーIIの恣意的な抑留に該当することを認定している(甲C9: OPINION NO. 55/2018 CONCERNING YAMASHIRO HIROJI (JAPAN))。

(3) 海外の裁判所からの批判

2023年には、イギリスの裁判所が宝石店強盗事件の被告人について、日本の身体拘束に伴う人権侵害への懸念等を理由として、日本への引き渡しを認めないとの判断を下した（甲C10：首都圏ニュースウェブ）。

(4) 海外メディア・国際人権団体からの批判

ア 2019年から2020年にかけて、カルロス・ゴーン氏の身体拘束に関して、アメリカのニューヨークタイムズ、ワシントンポスト、イギリスのガーディアン、テレグラフ、フランスのフィガロ、ルモンド、レクスプレス、ドイツの南ドイツ新聞、ハンデルスプラット、フランクフルターアルゲマイネなどの海外の主要報道機関が日本の人質司法を糾弾した（甲C11：法務省「カルロス・ゴーン氏のメディアを通じて行った主張・報道等及びこれらへの対応状況」）。

イ また、ヒューマン・ライツ・ウォッチ等の国際人権団体も人質司法を問題視し、警鐘を鳴らしている。

第5 人質司法が違憲であり国際人権法違反であること

1 刑事訴訟法の関連条文は憲法と国際人権法に違反し無効である

これまで人質司法の問題は国家賠償請求訴訟において正面から問われたことは少なく、専ら刑事裁判において刑事訴訟法の問題とされてきた。しかし、人質司法は、検察官及び裁判所による憲法上の自由及び権利に対する侵害であり、憲法違反である。また、人質司法は、刑事訴訟法よりも上位に位置する国際人権法（自由権規約）の定める各権利を侵害し、禁止されている類型の行為に該当するものであるから、国際人権条約違反でもある。したがって、人質司法は違憲・条約違反であり、そのような解釈・運用が行われる限りにおいて刑事訴訟法の関連条文は無効である。

2 裁判所は本件において憲法判断をすべきこと

(1) 本件では憲法違反についての判断を先行させるべきこと

以下詳しく述べるとおり、憲法17条・国家賠償法の趣旨や民法学説（相関関係説）との整合性を考慮すると、いわゆる職務行為基準説も、公務員の職務行為の「違法」（国家賠償法1条1項）・職務義務違反を判断するにあたって結果不法・法益侵害を前提としており、その意味で結果不法の観点から考慮するものといえるから、公務員の職務行為が国民の人権を侵害する場合には、違法性要件の判断に際して人権侵害という結果不法が考慮されなければならない。また、後掲の各判例は、憲法違反や法令違反の解釈の誤りにつき判断する必要性の高い事案において客観的な違憲・違法の判断をあえて先行させてきたのであり、憲法判断を回避することなく正面から憲法判断を行ってきたものである。

憲法違反につき判断する必要性の高い本件においても、裁判所は、先行的に憲法判断をすべきである。

(2) 憲法17条・国家賠償法の趣旨は被害者の可及的救済にある

本件訴訟は、国家賠償請求訴訟である。国家賠償の原点は、憲法17条である。同条は、従前は切り捨て御免で、ただ諦めと忍従を強いられてきた国民に対し、国または公共団体の違法な公権力行使による被害を、可及的に救済しようとして設けられたものである（古崎慶長『国家賠償法の理論』（有斐閣、1980年）2頁参照）。

このような趣旨の憲法17条に基づき国家賠償法が制定された。ゆえに、私たち国の国家賠償制度を運用する者の視点は、被害者の可及的救済でなければならないのであって、被害者の可及的な救済のために機能する国家賠償法の解釈が要請される観点から特に重要である。

(3) 職務行為基準説も職務義務違反の判定に際して人権侵害という

結果を考慮する

ア 行為不法説も職務義務違反の判定に際して人権侵害の有無を考慮する

本件訴訟は裁判官の保釈却下決定等の「違法」（国家賠償法1条1項）を争うものであるところ、保釈却下決定等につき、判例はいわゆる職務行為基準説を採っているものと理解する立場が少なくない。職務行為基準説とは、公務員として職務上尽くすべき注意義務を懈怠したことをもって違法とする見解である（宇賀克也『行政法概説Ⅱ 行政救済法〔第7版〕』（有斐閣、2021年）450頁）。

この職務行為基準説は、結果不法説ではなく行為不法説を前提としていると一般に理解されており（同頁）、この両説は民法学（不法行為法）における結果不法説・行為不法説を参照したものである。このうち、結果不法説は、行為が違法とされるのは、原則として権利侵害という結果の惹起またはその危険性によるとする説であるのに対し、行為不法説は、行為が違法とされるのは、権利侵害行為につき、侵害回避のための行為義務に違反することによるとする説であって、国家賠償法における両説も概ね同様の意義で理解されている（村上慶一『国家賠償研究ノート』（判例タイムズ社、1996年）27頁以下、宇賀克也・前掲『行政法概説Ⅱ』449～450頁参照）。

ここで重要なことは、職務行為基準説は、公務員の職務行為の「違法」（国家賠償法1条1項）を判断するに際して結果不法すなわち法益侵害を前提としており、その意味で結果不法の観点を考慮していることである。公務員の職務行為が国民の人権を侵害する場合には、違法性要件の判断に際して人権侵害という結果不法が考慮されなければならない。その理由は以下のとおりである。

イ 民法学説（相関関係説）との整合性

まず、国家賠償法の解釈も民法の解釈を参照するものである以上、民法における相関関係説（不法行為の要件としての違法性の有無は、被侵害利益の種類と侵害行為の態様との相関関係によって決まるという説（我妻栄）、潮見佳男『債権各論Ⅱ不法行為法〔第2版〕』（新世社、2021年）18頁）との整合性が必要とされるべきであるから、国家賠償法上の違法性要件につき、職務行為基準説によるとしても、職務義務違反の判定に際して、被侵害利益の種類（人権の種類）が考慮されるべきである。

なお、行為不法説を採る立場からも、行為不法につき、これを単純に結果不法と対立するものではなく、「結果への危険性を不法の重要な根拠と考える」という形で「結果不法を止揚（AUFHEBEN）している」ものと捉える見解もある（四宮和夫『不法行為（事務管理・不当利得・不法行為 中巻・下巻）』（青林書院、1992年）280頁）。職務義務違反の判定に際して、結果不法に係る人権の種類や侵害の強度を考慮すべきとの立場は、このような民法学説（四宮説）とも整合する。

ウ 国家賠償法の目的・損害要件との整合性

職務行為基準説は、国家賠償法1条1項が公権力の行使に関する公務員の職務行為の違法を要件としている以上、その違法性は公務員の第三者（被害者に対する）職務義務違反をいうものと説明するが、他方で、上記（2）のとおり、国家賠償法は被害者の可及的救済ないし損害の補填を目的とし、損害の発生を要件としており、法益侵害という結果を伴うものであるから、職務義務違反を判定する前提として、法益侵害（被侵害利益の種類・内容）や侵害の強度という結果不法の観点が必要とされるべきである。ゆえに、公務員の職務行為が国民の人権を侵害する場合には、国家賠償法上の違法性要件の判断に際して人権侵害という結果が考慮されることになるものというべきである。

エ 憲法尊重擁護義務及び公務員の職務義務の内容との整合性

公務員は憲法尊重擁護義務を負い（憲法 99 条）、法令に従う義務（法令遵守義務）を負うものであるから（国家公務法 98 条 1 項等）、職務行為基準説における公務員の職務上の義務とは、合憲・適法な行政活動（国家機関としての活動）を行う義務と、憲法・法律を適用するに当たって事実等を誠実に調査検討する義務から成るものと解される（鶴澤剛「公務員の職務上の義務と国家賠償の機能」法学セミナー 829 号（2024 年）83 頁等参照）。ゆえに、職務行為基準説においても、職務上の義務における合憲・適法な行政活動（国家機関としての活動）を行う義務の判定に際して、人権侵害という結果が考慮される必要がある。

オ 職務行為基準説を採る判例も権利の制限という「結果」の重大性を考慮している

最大判平成 19 年 11 月 1 日民集 61 卷 8 号 2733 頁（402 号通達事件）は、「職務上尽くされるべき義務」（違法性要件との関係での公務員の職務義務）につき、「402 号通達は、被爆者についていったん具体的な法律上の権利として発生した健康管理手当等の受給権について失権の取扱いをするという重大な結果を伴う定めを内容とするものである」とし、かかる内容の通達の発出・取扱いの継続については、「その内容が原爆三法の規定の内容と整合する適法なものといえるか否かについて、相当程度に慎重な検討を行うべき職務上の注意義務が存したものである」としている。

この判例は、違法性要件の判断において、職務行為基準説を採りつつ、公務員の職務義務の内容を確定させる前提ないし理由として、被爆者の権利の制限という「結果」の重大性を考慮したものといえる。このような判例の立場に照らすと、本件訴訟の場合のように、重大な人権が強く制限されるなどの結果が生じる場合にも、違法性要件の判断において人権侵害の点が考慮されるべきである。

カ 芦別事件の判示を公権力発動要件欠如説と解する立場との整合性

最判昭和53年10月20日民集32巻7号1367頁（芦別事件）において採用された職務行為基準説（と称される見解）につき、宇賀克也教授は、起訴や逮捕という公権力発動要件の欠如をもって違法とする立場と理解し、この立場は、宇賀教授の唱える（行為不法説のうちの）公権力発動要件欠如説（公権力発動要件の欠如をもって違法と解する説）をいうものと捉える（宇賀克也・前掲『行政法概説Ⅱ』452頁）。このような立場からすれば、人権侵害・憲法違反が認められる場合には、公権力の発動要件が欠如することになるから（宇賀克也『国家補償法』（有斐閣、1997年）104頁参照）、違法性要件の認否の判断に際して、人権侵害の有無が考慮される必要があることになる。

キ 小括

以上より、職務行為基準説も、公務員の職務行為の「違法」（国家賠償法1条1項）・職務義務違反を判断するにあたって結果不法・法益侵害を前提としており、その意味で結果不法の観点を考慮するものといえるから、公務員の職務行為が国民の人権を侵害する場合には、違法性要件の判断に際して人権侵害という結果不法が考慮されなければならない。

したがって、裁判所は、本件においても違法性要件の判断に際して人権侵害・憲法違反の認否という憲法判断を行う必要がある。

（４） 判例は憲法違反や法令解釈の誤りにつき判断する必要性の高い事案では客観的な違憲・違法の判断を先行させている

ア 客観的な違憲性・違法性を明言する判例群

判例は、憲法違反や法令解釈の誤りについて判断する必要性の高い国家賠償請求訴訟の事案類型においては、職務行為基準説には触れずに、あるいは同説等を探る場合であっても、客観的な憲法違反（違憲性）や客観的な法令解釈の誤り（違法性）についてあえて先行的・明示的に判断してい

る。そこで、憲法解釈・運用の誤りについて判断する必要性の高い本件訴訟でも、憲法判断を先行させるべきである。以下詳しく述べる。

イ 客観的な違憲性の判断を先行させた判例

例えば、最大判平成27年12月16日民集69巻8号2427頁（再婚禁止期間違憲判決）は、民法の規定が憲法の規定に違反するか否かという客観的な憲法違反・違憲性に係る判断を先に行い、その後、国家賠償法上の違法（同法1条1項）の評価を受けるか否かについて判断している。また、最大判平成27年12月16日民集民集69巻8号2586頁（夫婦同姓規定合憲判決）も、法律の憲法適合性の判断を先行させているものといえる。

これに対し、再婚禁止期間違憲訴訟の第1審判決（岡山地判平成24年10月18日民集69巻8号2575頁）は、明快な憲法適合性の判断をすることなく、「本件立法不作為について、国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合などに当たるということはできないから、本件立法不作為は、国家賠償法1条1項の適用上、違法の評価を受けるものではないというべきである。」として原告の請求を棄却したが、これは、明確に憲法適合性に係る司法判断を先行させた最高裁判決とは対照的である。

ウ 客観的な違法性の判断を先行させた判例

法令解釈の誤りが問題になる場合には、判例は、職務行為基準説を採らずに、法令解釈の誤りがあるかにつき客観的な判断を先行させている（違法・過失二元説）。例えば、最判昭和46年6月24日民集25巻4号574頁、最判昭和49年12月12日民集28巻10号2028頁、最判平成3年7月9日民集45巻6号1049頁、最大判平成16年1月15日民集58巻1号226頁がそのような判断を示しており、これは判例の傾向といえる（宇賀克也・前掲『行政法概説Ⅱ』474頁、神橋一彦『行

政救済法〔第3版〕』（信山社、2023年）373～374頁、鵜澤剛・前掲「公務員の職務上の義務と国家賠償の機能」85頁参照）。

エ 職務行為基準説を採りつつ客観的な違法性の判断を先行させた判例

法令解釈の誤りが問題になる場合に、職務行為基準説を採りつつも、上記ウの判例群と実質的には同様に、客観的な違法性の判断を先行させた（その後で国家賠償法1条1項の違法性について判断した）判例がある（前掲・最大判平成19年11月1日（402号通達事件）、神橋一彦・前掲『行政救済法』364～365頁参照）。

また、裁判例においても、職務行為基準説を取りつつ、客観的な行政個別法違反（障害者虐待認定防止法上の違法な行政活動がなされたか否か）について先行的に判示し、その後で国賠法上の違法性要件につき判断したものがある（東京高判令和6年4月18日・令和5年（行コ）第255号・LEX/DB文献番号25599317）。

オ 相関関係説を採りつつ客観的な違憲性の判断を先行させた判例

相関関係説（前記結果不法説と行為不法性の折衷的立場であり、侵害行為の態様と被侵害法益の双方を違法性判断において勘案する立場、宇賀克也・前掲『行政法概説Ⅱ』450頁）とみられる立場に立ち、国賠法上の違法性要件の判示において明確に法令の憲法適合性の判断を行った裁判例もある（仙台高判令和5年12月5日・令和4年（ネ）第80号・裁判所ウェブサイト・LEX/DB文献番号25573228（安保法制違憲訴訟・福島いわき訴訟））

カ 本件でも客観的な違憲性の判断を先行させるべきである

以上の判例の傾向に照らすと、判例は、憲法違反や法令解釈の誤りについて判断する必要性の高い国家賠償請求訴訟の事案類型においては、客観

的な憲法違反（違憲性）や客観的な法令解釈の誤り（違法性）についてあえて先行的・明示的に判断している。

本件訴訟も、勾留却下決定の要件についての従前の憲法解釈・運用の誤りを指摘し、これを正面から争う国家賠償請求訴訟である。したがって、本件も憲法解釈・運用の誤りについて判断する必要性が高い事案であるから、違憲性について先行的な判断がなされるべきである。

（５）本件訴訟での憲法判断回避は許されない

憲法学説は、憲法判断の順序ないし司法判断のあり方について、「それ〔引用者注：憲法判断回避の準則〕を絶対的なルールとして主張すると、違憲審査制の憲法保障機能に反する場合が生じる。そこで、裁判所は、事件の重大性や違憲状態の程度、その及ぼす影響の範囲、事件で問題にされている権利の性質等を総合的に考慮し、十分理由があると判断した場合は、回避のルールによらず、憲法判断に踏み切ることができる」（芦部信喜著・高橋和之補訂『憲法 第八版』（有斐閣、2023年）407頁）とする。

本件は人身の自由等の重要な人権が強く侵害される重大な事件であり、人質司法の深刻さに照らし違憲状態の及ぼす影響の範囲は極めて広範であることなどを考慮すると、本件訴訟において憲法判断の回避は許されず、国家賠償法の違法性要件の判定に際して正面から客観的な憲法違反の有無の判断が先行的に行われるべきである。

（６）小括

以上のことから、職務行為基準説を前提としても、裁判所は、本件訴訟において、正面から先行的に憲法判断をすべきである。

なお、公務員は憲法尊重擁護義務等を負うことや被害者の可及的救済という見地（上記（３））から、公務員には、一般人以上の高度の職務上の

注意義務が課されているものというべきである（古崎慶長・前掲『国家賠償法の理論』9頁参照）。

3 国際人権規約が法的拘束力及び裁判規範性を有しており、直接適用されるべきものであること

かつて、人権は主権国家の国内の問題であり、他国が人権侵害行為に関与することは内政干渉として許されなかった。その結果起きたのが、第二次世界大戦におけるホロコースト（ユダヤ人大虐殺）である。当時最も先進的な人権保障規定を有していたワイマール憲法下で合法的に大虐殺が行われてしまったことにより、国際社会は他国における人権問題を国内の問題として関与してこなかったことを真摯に反省した。このことから、人権と平和は不可分であり、真に平和を守るためには人権を国内問題として扱うべきではなく、国際社会が関与して国際的に守っていかなければならないという教訓が生まれた。その結果、第二次世界大戦後に設立された国際連合では人権の確保が組織的目標に掲げられ、国連憲章にも明記された。

1948年、国際連合はすべての人民とすべての国民とが達成すべき共通の基準として世界人権宣言を採択した。そして、1966年、人権確保を各国に法的に義務づけるために自由権規約を採択した。1979年9月21日、日本国内においても自由権規約が発効した（自由権規約49条2項、条約法に関するウィーン条約（以下「条約法条約」という）24条1項）。

自由権規約は法的効力をもつ法規範として制定され、各締約国を法的に拘束する（条約法条約前文、26条）。自由権規約2条1項は「この規約の各締約国は、（中略）この規約において認められる権利を尊重し及び確保することを約束する。」と定めており、締約国は規定された人権の実現を確保すべき法的義務を負う（甲C12：一般的意見31パラグラフ3～4）。日本国内においても条約の批准には国会の承認が必要とされ、批准された条約については遵守義務が課せられる（憲法73条3号、98条2

項)。これらから、条約は原則として特別の立法措置を要せず、公布により直ちに国内法として受容され国内法的効力を有するとされている（一般的受容方式）。

日本においては、憲法98条2項の国際法規の遵守義務に基づき、条約は一般の法律よりも上位に位置するものと解するのが通説であり、日本政府の見解である。また、自由権規約は個人を権利主体として捉えており、その解釈適用によって具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争を終局的に解決することが可能であるため、立法府に対して法律の制定義務を課していると思われる規定のような例外を除いて直接適用が可能であり、裁判規範性を有すると解すべきである。この点について、日本国政府も自由権規約40条に基づき、1980年10月24日、自由権規約委員会に提出した第1回政府報告書、及び、その審査会期である自由権規約委員会第12会期における審査の際の政府代表回答で、規約の国内法に対する優位性を認めるとともに規約の直接適用性を認めている。裁判例としても、受刑者接見妨害国家賠償請求事件（高松高裁平成9年11月25日判決・判時1653号117頁、徳島地裁平成8年3月15日判決・判時1597号115頁・判タ997号65頁）及び指紋押捺拒否事件（大阪高裁平成6年10月28日判決・判時1513号17頁）において、自由権規約が直接適用され、法律に優位する効力が認められている。

したがって、条約に違反する法律以下の国内法は無効であり、国内法は条約に適合するように解釈されなければならない。

なお、自由権規約委員会の一般的意見についても、重要な解釈指針として参酌されなければならない。自由権規約の解釈運用を各締約国に委ねていたのでは国際的な人権保障を達成しようとした趣旨が没却されてしまうため、条約の実施機関として自由権規約委員会を設置し、同機関は総括所見を公表したり、個人通報事案を審査して見解を公表したり、解釈指針である「一般的意見」を採択したりしている。この一般的意見は自由権規約委員会の長年にわたる政府報告書審査や個人通報事例の積み重ねとして条

約の解釈指針を示すものであり、国際的にも規約の解釈における主要な権威ある文書として扱われている。そのため、自由権規約の解釈にあたり、一般的意見を看過した判断は許されない。

4 国家賠償法上の違法

(1) 検察官の憲法違反及び人権条約違反に関する行為の違法性

憲法及び国際人権法に違反する検察官の行為は国賠法上の違法評価を受ける。

まず、検察官は、刑事事件について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求することなどを職務とし（検察庁法4条）、これを具体的に刑事手続についてみれば、犯罪を行ったと覚知した被疑者又は警察から送致された被疑者を起訴して、裁判所に犯罪の成否及び刑罰権の存否について審判を求め、もって、刑罰権を適正に実現し、法秩序の維持を図ることを職責とする者である。刑事手続上は一方当事者ではあるけれども、その職務の遂行に当たっては公益の代表者として公正ないし客観的であるべきことが要求される立場にある（東京地判平成15年2月13日）。

そのうえで、検察官は被疑者の収容及び釈放を指揮する職責を担う（事件事務規程39条、42条、46条）。検察官は、被疑者・被告人ら被収容者の拘束、収容及び釈放を指揮監督する職務の遂行にあたり、国家公務員として法令を遵守する職務上の注意義務を負う（国家公務員法98条1項）。特に、公益の代表者として（検察庁法4条）、法律家として、強制処分許可状の執行権限を有する者として、各種法令を遵守し、違法行為を自ら行わないのはもちろん、他の機関による身体拘束に関する違法行為を阻止・解消し、助長しないようにすべき立場にある。

このような検察官の立場及び職責に照らして、判例上、検察官は捜査に関して裁量を有しているといえども、逮捕・勾留時において、検察官が現に収集し又は通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た各種証拠に照らした合理的過程における判断の下において、検察官の裁量を逸脱するとい

えるような行為を行った場合には、国家賠償法上の違法性が認められる（最判平成元年6月29日・民集43巻6号664頁、最判平成26年3月6日・訟務月報60巻12号2485頁）。

そのうえで、検察官が憲法及び条約の遵守義務を負うこと（憲法98条2項、99条）に照らしても、憲法違反又は国際人権法違反の解釈・判断をすることは検察官の裁量を逸脱しているものと言わざるを得ず、国家賠償法上の違法性が認められるべきである。

（２） 裁判官の憲法違反及び条約違反に関する行為の違法性

裁判官は、逮捕状請求及び勾留請求の判断権者である。裁判官の個々の裁判に関する国家賠償法上の責任については、「裁判官がした争訟の裁判に上訴等の訴訟法上の救済方法によつて是正されるべき瑕疵が存在したとしても、これによつて当然に国家賠償法一条一項の規定にいう違法な行為があつたものとして国の損害賠償責任の問題が生ずるわけのものではなく、右責任が肯定されるためには、当該裁判官が違法又は不当な目的をもつて裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認めうるような特別の事情があることを必要とする」と解するのが相当である」と解されている（最二小判昭和57年3月12日民集第36巻3号329頁）。もっとも、ここでいう「特別の事情」は「その付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使した」場合に限られない。裁判官の令状判断における「特別の事情」に関して、大阪高判平成28年4月22日判時2315号61頁は、「裁判官が、与えられた裁量を著しく逸脱し、法が裁判官の職務の遂行上遵守すべきことを要求している基準に著しく違反する裁判をした場合を指すものと解すべきである。すなわち、通常の裁判官が当時の資料、状況の下で合理的に判断すれば、到底捜索差押許可状を発付しなかったであろうと認められるのに、これを発付したような場合がこれに該当し、このような場合には、当該令状

発付が国賠法上も違法と判断されるものと解するのが相当である。」と判示している。

そして、被疑者・被告人の身体拘束の可否・要否を決するのは裁判所・裁判官である。逮捕状発付の要否・可否、勾留状発付の要否・可否、勾留延長の要否・可否、勾留更新の要否・可否、権利保釈の許否、裁量保釈の要否・可否、勾留取消しの要否・可否の判断がすべて裁判所（裁判官）に委ねられるのは、裁判官が本来、捜査・訴追機関から独立した司法権に基づき、自由権規約及び憲法が保障する被疑者・被告人の基本的人権とのバランスを考慮して公正かつ中立に判断し、身体拘束を許すか否かを最終的に決する権限及び義務を担っているからである。裁判所・裁判官が身体拘束手続に関する「人権保障の最後の砦」といわれるゆえんである。

裁判所（裁判官）は、憲法 3 1 条及び自由権規約 1 4 条 2 項が保障し、刑訴法によって具現化された無罪推定に基づく身体不拘束原則に則り、被疑者・被告人の身体拘束の要否・可否を厳格かつ不断に審査し、原則として速やかな釈放を選択しなければならない。仮に無条件の釈放に支障があると考える場合でも、抽象的・類型的な罪証隠滅ないし逃亡の「おそれ」程度では身体拘束を正当化できず、罪証隠滅ないし逃亡の具体的可能性の存否を検討しなければならない（最高裁平成 2 6 年 1 1 月 1 7 日決定・集刑 3 1 5 号 1 8 3 頁参照）。

このような裁判官の立場及び職責に照らして、憲法及び条約に適合した解釈をとらず、憲法違反及び国際人権法違反の解釈・判断をすることは、職務行為基準説において想定される「通常の裁判官」であれば到底あり得ないほど合理性のないことが明らかな場合に当たる。

なお、職務行為基準説における「通常の裁判官」とは、法規範上求められる水準を示したものであり、日本の裁判所で現実に法律を解釈・運用する裁判官のうちで「平均的な裁判官」をいうのではなく、憲法及び国際人権法において求められる裁判官をいうものと解される。裁判官は憲法及び国際人権法の遵守義務を憲法上負っている（9 9 条、9 8 条 2 項）以上、憲

法及び国際人権法に違反する解釈運用が仮に常態化していたとしてもそれを是正すべき義務を負っており、現実の平均的な裁判官において、違憲かつ国際人権法に違反する解釈運用が常態化していることをもって、憲法及び国際人権法に違反する裁判官の行為が違法ないし過失の評価を免れてしまうという判断がなされるのであれば、当該判断自体が遵守義務に背理するからである。

5 小括

以上より、裁判所は本件において、憲法と国際人権法を裁判規範として適用しつつ、人質司法に関する各行為について判断することになる。

以下では、検察官の逮捕状請求及び勾留請求の違憲・条約違反・違法、裁判官の逮捕の許可及び勾留決定の違憲・条約違反・違法、検察官の保釈請求に対する反対意見の違憲・条約違反・違法、裁判官の保釈却下決定の違憲・条約違反・違法、人質司法の存在自体が被告人に与えた損害に関する運用違憲・条約違反等について論じる。

第6 検察官の逮捕状請求及び勾留請求が違憲・違法であること

1 恣意的な逮捕・抑留（自由権規約9条1項）にあたること

(1) 自由権規約9条1項の解釈

自由権規約9条1項は「すべての者は、身体的自由及び安全についての権利を有する。何人も、恣意的に逮捕され又は抑留されない。」と定める。

自由権規約の条約機関である自由権規約委員会が同条の解釈指針として定めた一般的意見35には、「逮捕又は抑留が、国内法により許容されているにもかかわらず、恣意的な場合もある。「恣意性」の概念は、「法律違反」と同等に扱うべきではなく、不適切かどうか、不正義かどうか、予測可能性及び法に基づく適正手続（デュー・プロセス）が欠如していないかという要素並びに合理性、必要性及び比例性（PROPORTIONAL

I T Y) の要素も含めてより広く解釈されなければならない。」と記載されている（甲 C 1 3 : 一般的意見 3 5 パラグラフ 1 2）。

この恣意的拘禁について、国連人権理事会の恣意的拘禁に関する作業部会が次の通りカテゴリーを定めている。

I. 身体の自由の剥奪を正当化するいかなる法的根拠の援用も明らかに不可能な場合

I I. 身体の自由の剥奪が世界人権宣言・自由権規約の特定の条項で保障されている権利・自由の行使による場合

I I I. 公正な裁判を受ける権利に関する国際規範の全部又は一部の不遵守が恣意的な自由の剥奪と言えるほど重大な場合

I V. 難民認定申請者、移民又は難民が、行政上・司法上の審査又は救済を受ける可能性がなく、長期間行政手続上の拘禁を受けている場合

V. 身体の自由の剥奪が差別であり、国際法違反を構成する場合

特に、カテゴリー I I に関して、一般的意見 3 5 には、「規約で保障されている権利の正当な行使を処罰する逮捕又は抑留は、恣意的である。

当該権利には、意見及び表現の自由（1 9 条）、集会の自由（2 1 条）、結社の自由（2 2 条）、宗教の自由（1 8 条）及びプライバシーの権利（1 7 条）が含まれる。第 2 条第 1 項、第 3 条又は第 2 6 条に違反する差別的な理由による逮捕又は抑留も原則として恣意的である」と記載されている

（同：一般的意見 3 5 パラグラフ 1 7）。すなわち、無罪主張に関する表現の自由（憲法 2 1 条・自由権規約 1 9 条）の行使を実質的に制限するような逮捕・勾留は、恣意的な逮捕・抑留に該当する。

なお、実際に表現の自由を行使したことを理由として身体拘束を受け、それが恣意的拘禁と認定された事例として、山城博治沖縄平和運動センター議長の事例がある。恣意的拘禁に関する作業部会は、2 0 1 8 年 1 2 月 1 7 日、山城氏が公務執行妨害容疑で逮捕され長期勾留されたことに関して、「作業部会は、政府が山城氏を、山城氏が個別に疑われている行為ではなく、沖縄の平和主義者および環境保護主義者としての彼の生涯にわた

る権利と自由の行使を標的にしているように見えると考えている。」と指摘し、カテゴリーI Iの恣意的な抑留に該当することを認定している（甲C9：OPINION NO. 55／2018 CONCERNING YAMASHIRO HIROJI（JAPAN））。

（2）検察官による原告の逮捕状請求・勾留請求が恣意的な抑留に該当すること

原告は、いわゆる東京五輪汚職事件に関係して、逮捕されるまで3回にわたって、東京地検特捜部の検察官から任意で事情を聴かれていた。中には十数回も聴取に呼ばれ、終電の時間になるまで取り調べられた社員も存在したことに比べ、原告は一回せいぜい二時間程度の取調べであった。このように、東京地検特捜部は、原告に対して、基本的に在宅捜査の方針のもと捜査を進めていた。

一方、苛烈だったのは、メディアの夜討ち、朝駆け取材であった。メディアは、検察からリークされたであろう情報をもとに報道し、大勢で四六時中、自宅を取り囲んでいた。近隣住民に迷惑をかけ、何も知らない家族にも不安が高まった。そうした中、2022年9月3日に大手新聞が事件の報道をしたこともあって、同月5日、原告は、メディアの異常な取材を抑えるために、代表取材に応じることとした。そして、自身の認識に従って、支払ったお金は賄賂であるとの認識は全くないと贈賄の事実を否定し、無実を主張したのであった。これは自己の身の潔白を訴えることに他ならず、憲法21条1項及び自由権規約19条によって保障されている意見及び表現の自由の行使として当然に保護に値する。

これに対し、翌6日の3回目の任意聴取において、久保庭検事は「まずい、まずい、まずい。あれはないでしょう。角川さん、記者会見をしたらいけないでしょう。」などと発言した（甲A41：「人間の証明」23頁）。

同日にはKADOKAWAの担当者2名が贈賄容疑で逮捕され、同人らの供述をもとに、上記取材から8日後の同月14日に原告は逮捕され、同月15日には勾留請求された。

その後も、検察官は保釈請求に対する求意見に対して、「報道を通じた被告人による前記「口封じ」が奏功し、共犯者芳原が被告人の弁解に合わせて供述を変遷させたものと認められる」（甲A11：検察官意見書）などといった事実無根であり、かつ原告の表現活動が罪証隠滅の可能性を裏付けているという趣旨の意見を述べ、取材に対して無罪主張した被告人の言動を非難し続けた。

以上の客観的事実経過からすれば、東京地検特捜部は原告によるメディアに対する発言に触発され、原告に対する捜査方針を在宅捜査から強制捜査に切り替えたといえる。このような検察官による権限の行使は、無罪の表明をしたことを理由とする逮捕状請求及び勾留請求であり、表現の自由及び防御権の行使を実質的に制限するカテゴリーIIの恣意的な逮捕・抑留に該当し、自由権規約9条1項が禁止する恣意的拘禁に該当する。

2 検察官の捜査権の逸脱・濫用にあたること

(1) 検察官の捜査権の逸脱・濫用について

検察官は逮捕状請求と勾留請求を無制限に行うことができるわけではない。刑訴法上の権限は公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ誠実にこれを行わすべく濫用にわたってはならないものとされていること（刑訴法1条、刑訴規則1条2項）、国家機関の行為には比例原則（憲法13条）が適用されることに鑑みれば、逮捕状請求及び勾留請求に関する権限の逸脱・濫用が認められる場合には、国家賠償法上違法となる（なお、公訴権濫用法理に関する最決昭和55年12月17日刑集34巻7号672頁も、検察官の公訴提起に関する裁量権の逸脱が公訴提起を無効ならしめる可能性を認めている。）。

そして、検察官の逮捕状請求及び勾留請求に関する裁量権の逸脱濫用については、「狭義の法規違反のみに限るべきでなく、基本的人権の尊重・権利乱用の禁止・公共の福祉の維持・公序良俗・信義則・条理などの、法運用の一般原則をもとり入れて判断の基準とすべき」ものとされている

(東京高判昭和45年8月1日判タ252号73頁・松川国家賠償請求事件控訴審判決)。そのため、当該判断においては国際人権規約についても参照される必要があり、ここでも恣意的な逮捕・抑留は禁じられることになる。

(2) 逮捕状請求・勾留請求における考慮禁止事項

被疑者・被告人が自身の無実や裁判内容を対外的に表明することは表現の自由で保護されているうえ、これを制約することは、国家がその意に反する国民の表現活動を封殺するということに等しく、許されるべきでない。国家の意に反する表現活動がされた場合に逮捕されるということは、表現の自由に対する極めて重大な侵害である。

具体的な口裏合わせ等ではない無罪の表明については、被疑者・被告人の国家に対する防御権の一環をもなしている。そのため、無罪の表明をしたことを理由とする逮捕状請求及び勾留請求は、被疑者・被告人の表現の自由に加え、防御権の行使を理由とする恣意的な逮捕・勾留の請求であり、当該事情を考慮して身体拘束に踏み切ることは許されない。加えて、無罪の表明は無罪推定原則に沿った言動にほかならず、それを被疑者・被告人に不利に考慮することは無罪推定原則に反することである。

そうだとすれば、このような表現行為が行われた場合に、捜査の支障を懸念し、表現行為をあたかも罪証隠滅の可能性を推知する事情として逮捕状請求及び勾留請求に臨むことは、考慮すべきことを考慮せず、考慮すべきではないことを過大に考慮した考慮不尽・他事考慮であり、違憲・違法となる。

(3) 身体拘束によって被疑者・被告人の命に影響を及ぼすべき状況がある場合の配慮義務

法令を遵守し、公益の代表者として刑事司法手続に関与すべき検察官の法律上の立場・職責に照らせば、検察官は、求意見を受けた場合、憲法及び条約をも踏まえた回答を行うべきであり、その際に身体拘束によって違法状態が生ずるのであれば、その違法状態を発生させないようにするとともに、積極的に解消し、放置・助長しないように配慮すべき注意義務を負う。

そして、逮捕・勾留にあたっては必要性（刑訴法87条1項、199条2項但書き）を考慮すべきであるところ、特に、被告人が、刑事施設では一般的な医療水準に合致する適切な治療を受けることのできない重篤な傷害や疾病を抱えており、その悪化が不可逆的かつ重大な不利益（死亡、失明や機能障害等の重篤な後遺障害）を生じさせる危険がある場合、適正な訴訟進行が困難になってしまい、刑事裁判を受けるために身体拘束をするという目的が果たせなくなる。身体の自由において健康上の不利益は特に比重の大きな利益であるところ、公平な裁判を受けさせるために身体拘束をするのであって、身体拘束をしたがゆえに健康上の不利益を被り公平な裁判を受けられなくなるのは本末転倒な事態といえる。

そうだとすれば、不可逆的かつ重大な健康上の不利益を生じさせる危険の有無については、検察官は逮捕状請求及び勾留請求の可否を検討するにあたって最も考慮しなければならない事項である。

(4) 検察官による原告の逮捕状請求・勾留請求が捜査権の逸脱・濫用に当たること

本件において、東京地検特捜部は原告によるメディアに対する発言に触発され、原告に対する捜査方針を在宅捜査から強制捜査に切り替えたといえる。少なくとも、それまで何ら支障なく在宅捜査を行っており、強制捜査に切り替える理由は他に何も存在しなかった。このような検察官による

捜査権の行使は、無罪の表明をしたことを理由とする逮捕状請求及び勾留請求であり、表現の自由及び防御権を侵害する恣意的なものである。そのため、検察官は考慮すべきではないことを過大に考慮した考慮不尽・他事考慮を犯したといえる。

一方で、原告の心疾患については、心房粗細動、遠位弓部大動脈瘤術後という予断を許さない状況であり、2022年11月には●●●●●●●●手術を予定されており、手術が遅れてしまうと不整脈が治らなくなり、最悪の場合には死に至る可能性すら存在した。すなわち、原告が、刑事施設では一般的な医療水準に合致する適切な治療を受けることのできない重篤な傷害や疾病を抱えており、その悪化が不可逆的かつ重大な不利益（死亡、失明や機能障害等の重篤な後遺障害）を生じさせる危険があった。そうであるにもかかわらず、検察官は原告の病状やその治療法等について具体的に調査及び検討せず逮捕・勾留に踏み切っており、最も考慮すべき健康上の不利益に対して何ら配慮しなかった。

したがって、このような検察官による逮捕状請求・勾留請求は考慮すべきことを考慮せず、考慮すべきではないことを過大に考慮した考慮不尽・他事考慮であり、違憲・違法である。

第7 裁判官の逮捕状発付及び勾留決定の違憲・違法

1 違憲・違法な検察官の逮捕状請求及び勾留請求を看過してそれらを許可したこと

上記の通り、検察官による逮捕状請求及び勾留請求は、恣意的な逮捕・抑留にあたるうえ、検察官の捜査権の逸脱・濫用にあたるものであった。このような請求手続の瑕疵を看過して行われた逮捕状発付及び勾留決定は、各請求と一連一体のものとして恣意的な逮捕・抑留を構成する違憲・違法な判断である。「通常の裁判官」として想定される裁判官であれば、このような憲法違反及び国際人権法違反の解釈判断をすることは到底あり

得ないのであるから、本件における原告に対する逮捕状発付及び勾留決定は国賠法上も違法となる。

2 罪証隠滅要件及び逮捕・勾留の必要性に関する憲法・条約適合的解釈を怠ったこと

(1) 条約・憲法上保障される被疑者・被告人の権利

ア 人身の自由

(ア) 憲法13条、18条、31～40条

憲法は国民の人身の自由を保障している（憲法13条、18条、31～40条）。この人身の自由は、全ての憲法上の権利を共有するための前提となる権利である（甲C14：長谷部恭男『憲法（第8版）』（新世社、2022年）262頁）。人身の自由への制約は精神的自由や経済的自由といった全ての自由への制限を必然的に伴うことになり、全ての自由の根源に位置する。自分らしく人間として生きるうえで人身の自由は必要不可欠である。国家が国民の人身の自由を支配し、その健康状態や立場に配慮せず、「身柄」という名のようにモノとして扱うことは人間の尊厳を傷つける非人道的取扱いに外ならない。人身の自由は憲法上最も重要な自由の一つであり、人身の自由に対する制約は最も慎重になるべきである。

そのうえで、憲法34条は、何人も「正当な理由」がなければ拘禁されないことを定めている。これは、戦前の身体拘束実務に対する反省や人身の自由の重要性に照らして国家による不当な身体拘束を防ぐための規定であり、人身の自由に対する留保を付して国家による恣意的拘禁を許容するための規定ではない。刑事訴訟法は被疑者被告人を身体拘束するための要件として罪証隠滅等を疑うに足りる「相当な理由」を要件としているところ、これは憲法34条の「正当な理由」を充足すべく憲法上の各権利や手続保障に適合するように解釈されなければならない。

(イ) 自由権規約9条1項

自由権規約9条1項は「すべての者は、身体の自由及び安全についての権利を有する。何人も、恣意的に逮捕され又は抑留されない。」と規定し、恣意的拘禁を禁止する。

この点に関する一般的意見においては、自由権規約9条1項の「恣意性」の概念は、「法律違反」と同じに扱うべきではなく、「より広く、不適切、不正義、予測可能性の欠如、法の適正手続の欠如とともに、合理性、必要性、比例性の要素も含むように解釈されなければならない」とされる（甲C13：一般的意見35パラグラフ12）。

また、「規約で保障されている権利の正当な行使を処罰する逮捕又は抑留は、恣意的である。当該権利には、意見及び表現の自由（19条）、集会の自由（21条）、結社の自由（22条）、宗教の自由（18条）及びプライバシーの権利（17条）が含まれる。」とされている（同：一般的意見35パラグラフ17）。

「個人が裁判官の面前に連れて行かれた後、裁判官は、同人が釈放されるべきか、あるいは追加の捜査又は裁判の待機のために再度抑留されるべきかを決定しなければならない。抑留の継続に適法な根拠がない場合、裁判官は釈放を命じなければならない。」ともされる（同：一般的意見35パラグラフ36）。

「第9条第3項の第2文は、裁判に付される者の抑留は、原則ではなく例外でなければならないと規定している。」「この文は、刑事上の罪に問われて裁判に付される者、すなわち被告人が起訴された後に適用されるが、起訴前の類似の要件は、第1項の恣意的な抑留の禁止から生じる。被告人の公判前の抑留は、一般的な慣行であるべきではない。公判係属中の抑留は、逃亡、証拠の工作又は再犯を防止する目的に照らし、すべての諸事情を考慮して合理性及び必要性があるという個別的な判断に基づくものでなければならない。関連要素は、法律に明記されるべきであり、『公共の安全』といった不明確で広範な基準を含むべきではない。」「裁判所は、保釈、電子腕輪又はその他の条件といった公判前の抑留の代替措置により、

当該事案において抑留の必要性がなくならないかどうかを審査しなければならない。」とされる（同：一般的意見 35 パラグラフ 38）。

イ 公正な裁判を受ける権利・適正手続主義

（ア）憲法 32 条、37 条

刑事被告人には公平な裁判を受ける権利が憲法により保障されている（憲法 32 条、37 条）。公平な裁判を受ける権利とは、独立かつ公平な司法機関に対して全ての個人が平等に権利・自由の救済を求め、かつ、そのような公平な裁判所以外の機関から裁判されることのない権利をいう（芦部憲法第八版）。また、憲法は適正手続主義（憲法 31 条）を定めているところ、これによれば手続及び実体規定が適正でなければならないとされている。これらからすれば、裁判を受ける権利は、国民が個人的に何らかの事実上の不利益を受けた時に裁判所に裁判を求めることができることに限らず、適正手続主義に照らして、その裁判手続に対してデュー・プロセスが保障されるべきことを要求したものと解すべきである。

そして、裁判を受ける権利は、刑事裁判という場面において、仮に自身の身体を拘束され、国家権力という強大な相手と闘うことになったとしても、公正な判断を独立した国家機関に求め得ることを意味している。このような刑事被告人の立場に鑑みれば、刑事裁判にかけられた国民が検察官の見解と異なる無実の主張をした場合にも、等しく公平で公正な裁判を受けることが保障されて然るべきである。そのうえで、憲法 38 条が「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」として自己負罪拒否特権を規定し、憲法 37 条以下において防御権を規定していることにも鑑みれば、憲法は被疑者・被告人が裁判で無罪主張することを裁判を受ける権利の一環として保障しているものと解すべきである。なぜならば、無罪主張する権利を他の権利や制度によって憲法的に保障しなければ、刑事裁判は形式的に有罪判決を宣告するための儀式になりかねず、被告人の裁判を受ける権利を保障することができないからである。

なお、被疑者も起訴された場合には被告人として刑事裁判を受けることになる。被疑者段階であれば裁判を受ける権利を制約してよいということになれば、被疑者段階で無罪主張を困難にすることによって被告人の裁判を受ける権利を無効化することができてしまう。そうである以上、被疑者についても無罪主張の権利は憲法上保障されているものと解すべきである。

(イ) 自由権規約 14条 1項

自由権規約 14条 1項は「公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を有する」と定める。

この点について、一般的意見は、「権限のある裁判所にアクセスしようとする個人の試みが、法律上または事実上、組織的に阻まれる状況は、第 14条第 1項第 1文の保障に抵触する」「裁判所の前の平等という権利は、武器の対等をも確保するものである。これは、区別が法律に基づいており、また客観的かつ合理的な根拠によって正当化できないかぎり、すべての当事者に同一の手續上の権利が与えられなければならない、被告人に対し実際に不利な条件もしくはその他の不公正をもたらさないことを意味する」とする（甲 C 15：一般的意見 32パラグラフ 9、13）。

また、自由権規約 14条 2項は、「刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される権利を有する。」と無罪推定原則を定める。無罪推定原則は、一義的には裁判所に向けられた規律であるが、警察や検察、行政機関に対してもむけられた規範である。

ヨーロッパ人権条約の 6条（自由権規約の 14条 1項に相当する。）について、ヨーロッパ人権裁判所の事務局が編纂した先例集（ヨーロッパ人権条約第 6条の手引き（公正な裁判を受ける権利））には、つぎのような解釈が示されている（甲 C 16：ヨーロッパ人権条約第 6条の手引き）。

「372. 無罪の推定は、裁判官や裁判所だけでなく、他の公的機関によ

っても侵害される可能性がある (ALLENET DE RIBEMONT V. FRANCE、1995、§ 36; DAKTARAS V. LITHUANIA、2000、§ 42; PETYO PETKOV V. BULGARIA、2010、§ 91)。これは、例えば、警察官 (ALLENET DE RIBEMONT V. FRANCE、1995、§ 37 AND 41)、共和国大統領 (PEŠA V. CROATIA、2010、§ 149)、首相または内務大臣 (GUTSANOV I V. BULGARIA、2013、§ 194-198)、法務大臣 (KONSTAS V. GREECE、2011、§ 43 AND 45)、国会議長 (BUTKEVIČIUS V. LITHUANIA、条約第6条に関する手引き — 公正な裁判を受ける権利 (刑事肢) 欧州人権裁判所 142/254 最終更新日: 2022.08.31 2002、§ 53)、検察官 (DAKTARAS V. LITHUANIA、2000、§ 42)、および捜査官 (KHUZHIN AND OTHERS V. RUSSIA、2008、§ 96) のようなその他の検察当局職員。」

「374. 第6条第2項は、被疑者が有罪であると国民に信じさせ、管轄司法当局による事実の評価を予断させるような、係属中の刑事捜査に関する公務員の発言を禁止している (ISMOILOV AND OTHERS V. RUSSIA、2008、§ 161; BUTKEVIČIUS V. LITHUANIA、2002、§ 53)。」

「376. 裁判所は、人が裁判にかけられ、犯罪の有罪が確定する前の発言における公務員の言葉の選択の重要性を強調してきた (DAKTARAS V. LITHUANIA、2000、§ 41; ARRIGO AND VELLA V. MALTA (DEC.)、2005; KHUZHIN AND OTHERS V. RUSSIA、2008、§ 94)。例えば、GUTSANOV I V. BULG

ARIA（2013、§§195-201）において、裁判所は、申請者の逮捕後、裁判官への出頭前に内務大臣が雑誌に発表した声明で、申請者が行ったことは数年にわたる入念な仕組みによるものであると強調したことは、第6条第2項に基づく無罪の推定に違反すると判断した。」

このような国際人権法上の無罪推定を受ける権利からすれば、被疑者・被告人が有罪であると一般に受け止められることのない権利まで保護されているものと解される。そのため、有罪方向での情報をマスメディアにリークされたり、被疑者・被告人が自らの無実を主張することを罪証隠滅を疑う理由とするような扱いを受けたりすることのない権利が未決拘禁者の無罪推定を受ける権利として保障されている。

ウ 防御権

（ア）憲法37条2項・3項、憲法38条

被告人の権利として、証人審問権（憲法37条2項）や弁護人依頼権（憲法37条3項）、黙秘権（憲法38条）が認められている。そうだとすれば、刑事被告人には自身の無実を刑事裁判で主張することに加えて、自白を強要されないことや、依頼した弁護人により証人尋問を行ってその弾劾をすることが防御権として憲法上保障されているものと解すべきである。

この防御権の実質は、強大な捜査権限を有している国家に対して、被告人側が対等に渡り合うための権利や手続保障にある。そのため、防御権は、国民が圧倒的劣勢の状態においても行使を可能にし、国家に対して自身の正当性を表明し得るための権利といえる。だからこそ、裁判において国民の側が現実的に劣位にあるがゆえに防御権の行使を躊躇したり、一定程度譲歩せざるを得なくなることは、憲法による権利及び手続保障の趣旨に真っ向から反するものである。

なお、自身の無実を刑事裁判で主張する権利、自白を強要されない権利、依頼した弁護人により証人尋問を行ってその弾劾をすることが権利について

は、裁判を受ける権利と同様の理由により、被疑者についても憲法上保障されているものと解すべきである。

(イ) 自由権規約14条

自由権規約14条(G)は、「自己に不利益な供述又は有罪の自白を強要されないこと」を保障している。

そして、一般的意見は、「この保障は、有罪の自白を引き出すことを目的とした、被疑者に対する捜査機関からの直接または間接の身体的圧力 または不当な心理的圧力の不在という意味で理解されなければならない。」としている(甲C15:一般的意見32パラグラフ41)。

また、自由権委員会は、「何人も『自己に不利益な供述又は有罪の自白を強要されない』という保障は、捜査機関から被告人に対し、有罪の自白を得るためのいかなる直接または間接の身体的または心理的圧力もかけられない」と個人通報事案においても判断している(甲C17: BERRY V. JAMAICA, COMMUNICATION NO. 330/1988, U. N. DOC. CPR/C/50/D/330/1988 (1994).)。

(2) 人質司法による権利制約

刑事訴訟法は、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」を理由として身体拘束を行い、身体拘束からの釈放を否定することにより、被疑者・被告人の人身の自由等を制約している(刑事訴訟法60条、89条。以下、身体拘束判断における「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」「罪証隠滅のおそれ」という要件を「罪証隠滅要件」という。)

そして、人質司法は、被疑者・被告人の人身の自由だけでなく、容疑を否認している場合に罪証隠滅要件を容易に認めることによって、被疑者・被告人の無罪主張を困難にして虚偽自白や検察官請求証拠への同意意見を

誘発するものであり、裁判を受ける権利と防御権をも制約する。すなわち、人質司法という運用の存在によって、身体拘束を受けている被疑者・被告人は、自白をしなければ身体拘束を受けることになり、その釈放は困難で、また釈放のためには自白や検察官請求証拠に対する同意意見を述べなければならないものと認識することになる。これによって、被疑者・被告人が無罪主張を諦めたり、予定していた主張を取りやめたり、検察官請求証拠に対して同意意見を述べて証人を減らしたりしなければならないという事態が現実には生じている。これは、「人質司法」という名のとおり、被疑者・被告人にとって「無罪主張を諦めれば外に出してやる」と自分の身体が人質に取られている状況にほかならず、極限のジレンマに人間を置いて苛むことによって、人間の尊厳そのものを辱めているのである。このように、人質司法によって、被疑者・被告人が裁判で無罪主張することや、依頼した弁護人により証人尋問を行ってその弾劾をすることが人質司法という運用によって妨げられているのであって、被疑者・被告人の公平な裁判を受ける権利ないし防御権に対する制約にもなる。

(3) 罪証隠滅要件に関する憲法・条約適合的解釈

以下では、罪証隠滅要件について、憲法及び条約上導かれる諸原則を参照したうえで、具体的な憲法・条約適合的解釈を定立する。

ア 比例原則

刑事手続における身体拘束も国家の国民に対する権力行為である以上、比例原則が要求される（憲法13条）。憲法は「正当な理由」に基づく拘禁を予定しているものの、制約する対象が人身の自由という人間の根源的な自由であることや、裁判を受ける権利や防御権の制約を通して人間の尊厳を毀損し得るものであることからすれば、その逮捕・勾留の必要性を基礎づける罪証隠滅要件に関して特に厳格な解釈が要求されるべきである。

イ 無罪推定原則

憲法 31 条は、「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」と規定し、法律に則って有罪判決が確定するまでは刑罰を科せられないという無罪推定原則を規定している。

我が国が批准する国際条約である自由権規約（甲 C 18：市民的及び政治的権利に関する国際規約。以下「自由権規約」という。）14 条 2 項も、法律に基づいて有罪とされるまでは無罪と推定される権利を保障しており、無罪推定原則は条約上の効力も有している。また、国際連合において採択された国連被拘禁者処遇最低基準規則（以下、「マンデラ・ルール」という。甲 C 19）11 条（2）においても、「有罪が確定されていない被拘禁者は、無罪と推定され、かつ、それにふさわしく取り扱われなければならない」と規定されている。

ウ 身体不拘束原則

被疑者・被告人に無罪推定が及ぶ以上、未決拘禁自体が理論的正当性のない「悪」である（甲 C 20：豊崎「未決拘禁は何のためにあるか」）。仮に未決拘禁を必要悪の制度論として正当化するとしても、無罪推定原則が存在する以上、本来は身体拘束されないことが原則であり、刑事訴訟法上身体拘束があり得るとしても例外的で最終的なものと位置付けなければならない。このような「身体不拘束原則」は、憲法 13 条、33 条、34 条により導かれる（甲 C 21：豊崎「身体不拘束原則の意義」、甲 C 22：憲法的刑事手続研究会『憲法的刑事手続』（日本評論社、1997 年）295 頁以下 [村岡啓一]、甲 C 23：川崎英明「保釈の憲法論と罪証隠滅」季刊刑事弁護 24 号 64 頁、甲 C 24：葛野尋行「未決拘禁と人権」66 頁以下）。

この身体不拘束原則は日本国が締結している条約にも根拠を有している。すなわち、自由権規約 9 条 1 項はすべての者に身体の自由及び安全に

ついでに、自由権規約9条3項は、刑事上の罪に問われて逮捕・拘留された者が釈放を求める権利を有し、裁判に付される者の拘留が原則であってはならないと定めている。自由権規約委員会の一般的意見35も「第9条第3項の第2文は、裁判に付される者の拘留は、原則ではなく例外でなければならずと規定している」としている（甲C13：一般的意見35パラグラフ38）。この自由権規約9条3項の反対解釈によって被疑者・被告人の身体不拘束原則が導かれる。

更に、自由権規約及び憲法が保障する被疑者・被告人の身体不拘束原則は、刑事訴訟法の各規定に具体的に現れている。裁判所・裁判官による被疑者・被告人の勾留は、罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があり、かつ、住居不定、罪証隠滅をすると疑うに足りる相当な理由ないし逃亡又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるときに限って許される（自由権規約9条1項、憲法34条、刑訴法60条1項）。被告人勾留の更新は、特に継続の必要がある場合のみ、具体的にその理由を附した決定に基づいてなされる（刑訴法60条2項）。勾留の理由は請求に基づいて速やかに開示されなければならない（自由権規約9条2項、憲法34条、刑訴法82条）。勾留の必要がなくなったとき、裁判所は請求もしくは職権により速やかに勾留を取り消さなければならない（刑訴法87条）。第一審被告人は保釈を請求する権利を有する（自由権規約9条3項・4項、刑訴法89条）。勾留による拘禁が不当に長くなったとき、裁判所は職権で勾留を取り消し、もしくは保釈を許さなければならない（刑訴法92条）。被疑者の逮捕・留置・勾留に関する規定も、逮捕、引致、検察官送致、勾留請求、勾留延長請求の各段階で拘束の要否をその都度審査・検討し、必要がなければ直ちに釈放すべきことを定める（刑訴法199条、203条、204条、205条、207条5項、208条、210条等）。このように、無罪推定に基づく身体不拘束原則は、被疑者・被告人に共通して適用されることが法文上明らかである。

この身体不拘束原則により、身体拘束されないことが原則である以上、身体拘束の判断は厳格に解釈され、謙抑的に運用されなければならないことになる。

なお、身体不拘束原則が存在する以上、健康上の不利益等のリスクがある場合に勾留の執行停止によって対応すれば足り釈放までは不要とする考え方は、身体拘束における原則と例外を逆転させてしまっているものであることを念のため付言する。

エ 当事者主義における武器対等原則

被疑者被告人には、裁判を受ける権利、適正手続主義及び防御権の内容として、当事者主義的訴訟構造における武器対等原則が保障されている（憲法31、37条）。

そして、罪証隠滅要件は当事者主義との本質的な矛盾を抱えている。

まず、憲法上の刑事手続はアメリカの当事者主義的訴訟構造を念頭に起草されているところ、被疑者・被告人は当事者として国家と対立関係に立って一定の防御活動を行うことは当然に予定されており、それが司法運営上の支障をもたらすものでない限り、例え捜査機関にとって不利益をもたらすものであったとしても対立当事者の身体を拘束してまで防止するまでのものではないことが前提とされていた（甲C21：憲法的刑事手続研究会『憲法的刑事手続』（日本評論社、1997年）297頁以下〔村岡啓一〕）。例えば、被疑者・被告人が証人と接触して供述内容を確認することは証拠収集等の訴訟準備活動として当然あり得ることであって、刑事訴訟法もこうした活動を正当な準備活動として予定しているうえ（刑事訴訟法299条、刑事訴訟規則178条の7など）、一方当事者である検察官は関係者に対する事情聴取等を行っている。

ところが、訴追当事者である検察官の目から見ると、被疑者・被告人のこうした訴訟準備活動は証人の供述を歪める罪証隠滅工作として映るため保釈等に反対し、裁判所も検察官の主張を容れて身体拘束を認めてしまっ

ているという現状がある（甲Ｃ２５：村井敏邦「保釈と罪証隠滅のおそれ」村井敏邦（編）現代令状実務２５講（日本評論社、１９９３年）１３２頁以下）。被疑者・被告人側の訴訟準備活動を罪証隠滅工作と見ること自体が推定無罪原則に反しているのみならず、このような訴訟準備活動をもって罪証隠滅要件を認めてしまうと被疑者・被告人側は防御のための準備活動を委縮せざるを得なくなってしまう、武器対等とは言えない（甲Ｃ６：川崎「否認と保釈」）。

したがって、罪証隠滅要件に基づく身体拘束は無罪推定原則及び当事者主義の理念とは一致せず、身体拘束の濫用や虚偽自白に繋がり得ることからすれば、一方当事者としての訴訟準備活動を委縮させないように、その要件については厳格に解さなければならない（平野「刑事訴訟行為論」）。

オ 罪証隠滅要件の憲法・条約適合的解釈

以上の憲法上の権利及びそれに対する制約、憲法上導かれる諸原則を踏まえると、実際に人質司法の状況を生み出している「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」という文言を勾留の要件とすることは基本的に違憲の疑いがあり、これが合憲だと認められるためには次のような憲法・条約適合的解釈が行われなければならない。

（ア）「明らかな差し迫った危険」の基準

まず、従来の裁判所による人質司法は、憲法の権利及び自由や、憲法上導かれる諸原則を全く考慮せず、刑事訴訟法の枠内において罪証隠滅の抽象的なおそれや危惧感をもって身体拘束を認めている点に大きな問題点がある。刑事手続における身体拘束制度について憲法的観点から解釈した場合、制約される人身の自由、裁判を受ける権利、防御権といった権利は人権の中でも特に重要であり、その制約については比例原則、無罪推定原則、身体不拘束原則の趣旨に照らし、公益侵害の高度の蓋然性及び最高度の必要性が要求される。また、これは人身の自由等の剥奪にまで至ってお

り、規制態様は強度である。さらに、身体拘束は恣意的拘禁のように濫用のおそれがあること、将来予測という不安定な判断であることや、多義的で曖昧さを残す罪証隠滅の蓋然性という基準により判断されるべきでないこと等を踏まえると、身体拘束の判断は、その根拠が具体性を有しており、だれが見てもその具体的な証拠に基づけばおよそ罪証を隠滅すると認められる場合に限定されなければならない。

また、自由権規約9条においても、「公判係属中の抑留は、逃亡、証拠の工作又は再犯を防止する目的に照らし、すべての諸事情を考慮して合理性及び必要性があるという個別的な判断に基づくものでなければならない。関連要素は、法律に明記されるべきであり、『公共安全』といった不明確で広範な基準を含むべきではない。(中略)。裁判所は、保釈、電子腕輪又はその他の条件といった公判前の抑留の代替措置により、当該事案において抑留の必要性がなくならないかどうかを審査しなければならない。」とされている(甲C13: 一般的意見35パラグラフ38)。

そこで、罪証隠滅の明らかな差し迫った危険が無ければ罪証隠滅要件の充足を認めることはできず、抽象的可能性に基づく身体拘束及びその継続は違憲であると解すべきである(甲C23: 川崎「保釈の憲法論と罪証隠滅」)。

なお、「明らかな差し迫った危険」の基準はかつて泉佐野市民会館事件(最判平成7年3月7日民集49巻3号687頁)において採用された基準である。同判例は集会の自由の制限の合憲性判断に際し、利益衡量論を行ったうえで「明らかな差し迫った危険」の基準を定立した。今日の憲法学説において同基準は集会や表現の自由のみに通用する基準ではなく、表現の自由以外の権利についても重要度の高い自由に対する強度の制約に関する基準として採用され得るものというべきである(甲C1: 玉蟲意見書、甲C26: 渋谷秀樹「憲法第3版」718頁、甲C27: 渋谷秀樹・赤坂正浩「憲法1人権第8版」370頁以下、甲C28: 小山「憲法上の

権利と作法)」。そのため、人身の自由の剥奪が問題となる本件においてもこの基準はなじむものである。

(イ) 被疑者・被告人の供述態度の不利益考慮の禁止

人質司法が無罪主張や証拠意見に対する委縮効果を生んでいるのは、裁判所が自白・否認という被疑者・被告人供述を罪証隠滅要件における考慮要素とするために、それが総体として人質司法という運用と化し、被疑者・被告人に精神的な圧迫を加えているからである。しかし、「否認」という供述態度の捉え方自体がこの無罪推定原則に反している。すなわち、訴追機関の見解が正しいという前提はなく、むしろ被告人側に無罪推定が及んでいるにもかかわらず、一方当事者である被告人が他方当事者である訴追機関の見解を認めないという言動に着目しているからである。自ら罪を犯していないと信じている者が訴追されている事実を否定するというのは防御権の行使に他ならず、裁判を受ける権利及び防御権に基づく無罪主張を被疑者・被告人にとって不利に解釈される謂れはないのである。公正な裁判を求めて無罪主張をすることは被疑者・被告人の権利であり、このような当然の権利行使の結果が身体拘束の原因となったり、釈放における障害になったりすることは背理である。罪を認めないことから導かれる罪証隠滅の余地や推認される主観的可能性はいずれも抽象的な蓋然性にすぎず、司法の公正に悪影響を及ぼすような罪証隠滅の現実的・具体的可能性が推認できるわけでもない。また、身体不拘束原則の観点からすれば、誓約書の提出や身元引受書の提出といった他の代替手段によって罪証隠滅の可能性は低減可能である。他にも、無罪推定原則の下において、客観的事実は判決をまって初めて確定されるため、判決前に被告人供述を虚偽とみなすことは無罪推定原則に抵触するといえ、否認供述の内容から直ちに虚偽の弁解という事態を想定することも問題がある(甲C6:川崎「否認と保釈」)。

加えて、自由権規約 9 条においても、「規約で保障されている権利の正当な行使を処罰する逮捕又は抑留は、恣意的である。当該権利には、意見及び表現の自由（19 条）、集会の自由（21 条）、結社の自由（22 条）、宗教の自由（18 条）及びプライバシーの権利（17 条）が含まれる。」とされている（甲 C 13：一般的意見 35 パラグラフ 17）。被疑者・被告人が犯罪事実を否認することは自己負罪拒否特権（自由権規約 14 条 3 項（G））として自由権規約上も保障されている。

これらの事情も踏まえれば、被疑者・被告人の供述態度は、憲法上の諸原則を侵害するなど考慮による弊害が大きいだけでなく、そもそも推認力も低く、明らかな差し迫った危険をおよそ基礎付けるものではないため、罪証隠滅要件において被疑者・被告人にとって不利に考慮されるべきでない。

（ウ）対外的な無罪主張や訴訟準備活動の不利益考慮禁止

人質司法は、裁判所が当事者の訴訟準備活動をもって罪証隠滅の抽象的・主観的なおそれを認定し、そのような当事者主義に基づく活動を委縮させ、裁判を受ける権利や防御権を侵害している。しかし、被疑者・被告人が容疑を否認して自身の無実を世に訴えたり、証人と接触して供述内容を確認したりすることは、それが証人買収といった裁判の公正さを害する結果を招くような場合でない限り、当事者主義的訴訟構造における当然の訴訟準備活動であり、裁判を受ける権利や防御権、表現の自由の正当な行使である。また、そのような被疑者・被告人側の訴訟準備活動を罪証隠滅工作と見ること自体が推定無罪原則に反している。

加えて「規約で保障されている権利の正当な行使を処罰する逮捕又は抑留は、恣意的である。当該権利には、意見及び表現の自由（19 条）、集会の自由（21 条）、結社の自由（22 条）、宗教の自由（18 条）及びプライバシーの権利（17 条）が含まれる。」とされている（甲 C 13：一般的意見 35 パラグラフ 17）。

以上からすれば、被疑者・被告人の対外的な無罪主張や訴訟準備活動を罪証隠滅要件において被疑者・被告人にとって不利に考慮されるべきでない。

(エ) 小括

以上より、罪証隠滅要件については、明らかな差し迫った危険がなければ充足されず、その供述態度、対外的な無罪主張や訴訟準備活動を罪証隠滅要件において被疑者・被告人にとって不利に考慮することは許されないという憲法・条約適合的解釈がなされるべきである。

カ ドイツ刑訴法における解釈による裏付け

日本の罪証隠滅要件はドイツ刑訴法に倣ったものであるところ、ドイツにおける罪証隠滅要件に基づく勾留の運用は日本の人質司法の解釈運用とは全く異なっており、前記の憲法・条約適合的解釈を裏付けるものである。

すなわち、ドイツにおいては身体拘束に対して厳格な比例原則が要請されている。ドイツ連邦憲法裁判所は、1965年、「〔人身の〕自由への介入は、一方では具体的な証拠に基づく明白な嫌疑によって根拠づけられる被疑者の無罪への合理的な疑いがある場合、他方では犯罪を徹底的に解明し、加害者を迅速に処罰することについての国家共同体の正当な要求が容疑者を一時的に勾留することなしには確保できない場合にのみ認められる」「裁判官は、〔比例原則により〕彼に課された衡量を行うにあたって、未決拘禁の主たる目的と本来の正当化根拠が秩序ある刑事手続の遂行を保障し、その後の刑の執行を確保することにあるということを常に念頭に置かなければならない。これらの目的にとって未決拘禁がもはや必要ではないならば、それを命令、維持、強制することは比例的ではなく、原則として許されない」と判示した（BVERFG 19、342）。

この厳格な比例原則の要求により、ドイツにおいては罪証隠滅要件の解釈が非常に厳格に行われている。前提として、そもそもドイツ刑訴法においても「罪証隠滅のおそれ」が勾留の要件として規定されているところ、この要件は当事者主義との矛盾から19世紀半ばから否定的見解が優勢であった（平野「刑事訴訟行為論」）。このような理論的・歴史的沿革も受け、ドイツ刑訴法の罪証隠滅要件については、一般的推定や経験則は考察の範囲から排除され、罪証隠滅のおそれを根拠づける「特定の事実」が要求されるものと解されている。すなわち、被疑者・被告人が罪証を隠滅することができるという結論を正当化できるが、被疑者・被告人が罪証隠滅を行うであろうという結論を正当化しない事実は、「不特定」として排除されるのである。そのうえで、「罪証隠滅のおそれ」が認められるのは、「明白な嫌疑という趣旨に沿って要求される高い蓋然性が存在」する場合に限られ、「具体的な事実にもとづかない単なる推測」だけではこれを満たさないなどと、「明らかな差し迫った危険」に近い解釈がされている（OLG FRANKFURT, BESCHLUSS VOM 26. JUNI 2009, STV 2009, 652）。

具体的には、被疑者・被告人が嫌疑を受けている犯罪事実について争うこと、証人候補者に被疑者・被告人の近親者がいることや、第三者が自己の衝動から被疑者・被告人に有利な罪証隠滅を試みる事等については、罪証隠滅要件を基礎づけないという解釈が通説である（平野「刑事訴訟行為論」、甲C6：川崎「否認と保釈」）。裁判例としても、刑事訴訟法違反を構成する被疑者・被告人の行為及び態度のみが勾留との関係で考慮することができ、黙秘や否認については考慮されないとした裁判例（OLG FRANKFURT STV 2009, 652）、供述拒否だけでは考慮されないとした裁判例（OLG FRANKFURT NJW 1960, 351； OLG HAMM STV 1985, 114）、自白の撤回も同様に考慮されないとした裁判例（KG JR 1956, 192）、共犯者の名前を挙げることの拒否も考慮されないとした裁判例

(LG VERDEN STV 1982、 374)、証人への不当でない接触は考慮されないとした裁判例(OLG KARLSRUHE STRAFO 2001、 305; OLG HAMM WISTRA 2006、 279)などが存在する。

ドイツにおける実際の運用としても、2021年の統計において、刑法犯全体の事件が82万3051件あったところ、そのうち勾留は2万5460件と約3%にとどまっており、特に罪証隠滅勾留については1874件と0.2%にすぎない(甲C29: STRAFVERFOLGUNG (2021) 374頁)。全勾留件数に占める罪証隠滅勾留の割合としてもわずか7.4%になる。贈収賄事件についても、234件中10件しか勾留されておらず、これらはいずれも逃亡のおそれに基づく勾留であって、罪証隠滅を理由とするものは一件もなかった(同394頁)。これこそがまさに国際人権法の身体不拘束原則に沿ったグローバル・スタンダードの身体拘束運用といえる。

キ 玉蟲由樹教授の意見書による裏付け

日本大学法学部・玉蟲由樹教授は、刑事訴訟法の憲法適合的解釈や人質司法の違憲性について、次のとおりの意見を述べている(甲C1: 玉蟲教授意見書)。

まず、身体拘束が制約する対象となる人身の自由に関して、「他のすべての憲法上の権利を享有するための前提となる権利」だという特別な位置づけにあることを指摘する。そして、この人身の自由は憲法13条にいう個人の尊厳との直接的なつながりを有しており、公権力が人民をモノ扱いすることは許されず、常に人間として扱わなければならないことを確認するという。このような実体面に加えて、憲法が手続面も保障していることも踏まえると、憲法上、人身の自由からは①無罪推定原則、②身体不拘束原則という刑事手続上の原則が導かれる。そして、未決拘禁という身体拘束措置が人身の自由の「剥奪」に当たることからすれば、このような強度

の制限は例外的な措置でなければならず、身体拘束が憲法上正当化されるかについては人身の自由の重要性にも鑑みて厳格な比例原則が要求されることになる」と述べる。諸外国においても、「罪証隠滅のおそれ」が認められるのは、「明白な嫌疑という趣旨に沿って要求される高い蓋然性が存在」する場合には限られ、「具体的な事実にもとづかない単なる推測」だけではこれを満たさないものと解されてきた。これを日本の最高裁判例で用いられている定式に置き換えれば、自由制限を正当化するに際して法益侵害への「明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されること」が要求されることとなる。このことを踏まえて未決拘禁制度の憲法適合的解釈を行うならば、「罪証隠滅を疑うに足る相当な理由」の解釈にあたって抽象的な「おそれ」を理由とすることが排除され、また、勾留期間が長期化すればするほど比例原則の要求が強くなることが帰結される。更に、日本でも不利益供述の強要が禁止されていることから、不供述や否認、さらには無罪主張などがあるというだけで「罪証隠滅を疑うに足る相当な理由」があるとするのは憲法38条1項の意義を没却させるものであり、身体拘束の理由になり得ないとする。

また、人質司法に関して、そこでは未決拘禁制度が被疑者・被告人の人身の自由の要求と公正な裁判を受ける権利との二者択一を迫るかたちで運用されており、個人のなかに解消困難なジレンマ状況を発生させ、これが被疑者・被告人の公正な裁判を受ける権利および防御権を著しく侵害するものとなっていることを指摘する。憲法上保障された重要な権利のどちらかを手放さなければ他方が実現不可能になるという制度のあり方は、憲法上の人権保障の趣旨を逸脱しており、これは性同一性障害特例法における手術要件が違憲とされた最大決令和5年10月25日（賃金と社会保障1841・1842号99頁）の趣旨に徴しても明らかであるとする。

このような憲法学的観点によっても、上記の憲法・条約適合的解釈は裏付けられている。

ク 小括

したがって、罪証隠滅要件は、憲法及び国際人権法に照らせば、罪証隠滅の明らかな差し迫った危険がある場合を言い、その判断において被疑者・被告人の供述態度、対外的な無罪主張や訴訟準備活動を被疑者・被告人にとって不利に考慮することは許されない。そして、この解釈によれば、罪証隠滅の明らかな差し迫った危険が存在しないにもかかわらず、被疑者・被告人の供述態度や訴訟準備活動を考慮して身体拘束を認める人質司法は、刑事訴訟法の違憲的適用をしているものといわざるを得ないのである。

(4) 裁判所の調査義務並びに必要性判断に関する憲法・条約適合的解釈義務

罪証隠滅要件のみならず、裁判所は必要性判断についても憲法及び条約上の義務を負う。

そもそも、裁判所（裁判官）は令状判断において必要な場合は事実の取調べを行うことができる（刑訴法43条3項）。裁判所（裁判官）は、職権に基づいて拘束の要否・許否を不断に審査・検証し、被疑者・被告人を不要・不当な拘束から速やかに解放する権能及び義務を負うのだから、単に当事者の申出に応じてその提出する疎明資料を受理し、書面審査する受動的な態様だけでは職権を適切に行使して義務を果たしたことになるまい。とりわけ、被疑者・被告人が逃亡し又は罪証を隠滅するおそれの程度のほか、拘束の継続によって被疑者・被告人が受ける健康上、経済上、社会生活上又は防御の準備上の不利益について何らかの懸念点があるのであれば、これらの不利益の存否及び程度について、具体的な根拠に基づく審査のために必要な事実取調べを行う職務上の義務（調査義務）を負う。

そして、前記のとおり、身体拘束が制約する対象が人身の自由という人間の根本的な自由であることや、裁判を受ける権利や防御権の制約を通して人間の尊厳を毀損し得るものであることからすれば、その逮捕・勾留の

必要性に関しては厳格な比例原則の適用が要求されるべきである。特に、被告人が、刑事施設では一般的な医療水準に合致する適切な治療を受けることのできない重篤な傷害や疾病を抱えており、その悪化が不可逆かつ重大な不利益（死亡、失明や機能障害等の重篤な後遺障害）を生じさせる危険がある場合、適正な訴訟進行が困難になってしまい、刑事裁判を受けるために身体拘束をするという目的が果たせなくなる。身体の自由において健康上の不利益は特に比重の大きな利益であるところ、公平な裁判を受けさせるために身体拘束をするのであって、身体拘束をしたがゆえに健康上の不利益を被り公平な裁判を受けられなくなるのは本末転倒な事態といえる。

自由権規約9条においても、「第9条第3項の第2文は、裁判に付される者の抑留は、原則ではなく例外でなければならないと規定している。」

「この文は、刑事上の罪に問われて裁判に付される者、すなわち被告人が起訴された後に適用されるが、起訴前の類似の要件は、第1項の恣意的な抑留の禁止から生じる。被告人の公判前の抑留は、一般的な慣行であるべきではない。」「裁判所は、保釈、電子腕輪又はその他の条件といった公判前の抑留の代替措置により、当該事案において抑留の必要性がなくないかどうかを審査しなければならない。」とされている（甲C13：一般的意見35パラグラフ38）。

そうだとすれば、不可逆かつ重大な健康上の不利益を生じさせる危険がある場合、逮捕及び勾留の必要性は認めてはいけないという憲法・条約適合的解釈がなされるべきである。

このような状況において、憲法及び国際人権法の予定する「通常の裁判官」であれば身体拘束の判断をすることは到底あり得ないのであって、身体拘束をするという判断が合理性のないことが明らかな場合であるといえ、当該判断をした裁判所（裁判官）には職務上の注意義務違反が認められるべきである。

(5) 本件の原告に対する逮捕状発付及び勾留決定並びに勾留取消請求却下決定の違憲違法

本件において、原告に対する逮捕状請求時点において既に客観的証拠は収集済みであり、実効的な罪証隠滅の対象や余地は乏しい状況にあった。そのため、罪証隠滅の明らかな差し迫った危険は存在せず、罪証隠滅要件は充足されていなかった。なお、原告の心疾患の存在や多数のマスメディアが事件報道していた状況であったことからすれば、逃亡の蓋然性についても乏しかった。また、それまで在宅捜査の方針のもと捜査が進められ、何ら罪証隠滅や逃亡を疑わせる事情も存在しなかったのであるから、逮捕及び勾留の必要性にも乏しかったといえる。そうであるにもかかわらず、原告に対しては逮捕状が発布され、勾留が認められてしまった。

本件が人質司法という違憲的な解釈運用の一環として行われていること、保釈請求却下決定後の2022年10月7日付準抗告棄却決定（甲A14）も「被告人、共犯者、関係者らの供述内容等」を根拠として「罪体及び重要な情状事実について共犯者や関係者らに働きかけるなどして罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」があると認めていることなどからすれば、各判断を下した裁判官は、原告が否認していたことや、記者会見における原告の言動を罪証隠滅要件において考慮したことが推認される。しかし、これは被告人の供述態度や訴訟準備活動を被疑者・被告人にとって不利に考慮していることにほかならない。また、裁判官は、取材に対する具体的言動など、明らかな差し迫った具体的な危険を示す証拠を調査することもなかった。

したがって、本件の逮捕状発付及び勾留決定並びに勾留取消請求却下決定の判断を下した裁判官の解釈は罪証隠滅要件に関する憲法・条約適合的解釈に反する。

加えて、原告の心疾患については、心房粗細動・遠位弓部大動脈瘤術後という予断を許さない状況であり、2022年11月には●●●●●●●●手術を予定されており、手術が遅れてしまうと不整脈が治らなくなり、最

悪の場合には死に至る可能性すら存在した。医師からは適切な経過観察や術前検査が必要だと指摘され、「被告人の生命の危険すらある」と言われている状況において、東京拘置所には循環器専門医が常駐しておらず、MRIやCTなどの設備もなかった。また、検察官も各裁判官も具体的な対応方法や代替治療案を調査したうえ提案・実施することはできていなかった。これはすなわち、東京拘置所に留置された場合に、原告に死の現実的危険性があったということである。そうだとすれば、この時点において、罪証隠滅及び逃亡の蓋然性から認められる釈放の弊害に比して、身体拘束による健康上の不利益が甚大であった。そのため、原告が、刑事施設では一般的な医療水準に合致する適切な治療を受けることのできない重篤な傷害や疾病を抱えており、その悪化が不可逆的かつ重大な不利益（死亡、失明や機能障害等の重篤な後遺障害）を生じさせる危険がある場合であり、憲法及び条約において想定される「通常の裁判官」であれば、その病状について調査したうえで、逮捕・勾留することが到底あり得ない状況であったといえる。

したがって、逮捕状発付及び勾留決定並びに勾留取消請求却下決定の判断を下した裁判官の解釈は逮捕・勾留の必要性に関する憲法・条約適合的解釈にも反する。

以上により、本件各裁判官の判断は違憲・違法であり、憲法及び条約が想定する「通常の裁判官」であれば到底あり得ないほど合理性のない判断を下したことが明らかな場合に当たるため、国賠法上も違法となる。

第8 検察官が身体拘束を継続させたことに関する違法

1 検察官の身体拘束を受ける者に対する配慮義務違反

(1) 身体拘束によって被疑者・被告人の命に影響を及ぼすべき状況がある場合の釈放義務

前記のとおり、検察官は、保釈の求意見を受けた場合、身体不拘束原則を踏まえた回答を行うべきであり、その際に勾留に関して違法状態がある

のであれば、その違法状態を積極的に解消し、放置・助長しないようにすべき注意義務を負う。具体的には、身体拘束によって被疑者・被告人の命に影響を及ぼすべき状況がある場合、直ちに勾留取消によって釈放すべきであって、人間の生命に関わる問題である以上、これを怠った場合には国賠法上違法の評価を受けるものと解すべきである。

そのうえで、検察官は次の法規に照らした解釈運用を行わなければならない。

すなわち、検察官は勾留取消しの請求権者であるのみならず（刑事訴訟法87条1項）、保釈の許否に関する意見聴取の対象である（刑事訴訟法92条1項）。保釈求意見は実務慣行上、検察官が単なる「不相当」意見を述べるのであれば準抗告の意向はなく、「却下」意見を述べるのであれば実質的に反対であり、仮に保釈許可の判断が示されたら準抗告する意向であることを含意する。裁判所もその旨認識して保釈の判断を行っている。保釈は権利として認められており（刑事訴訟法89条）、2016年改正で明文化された職権保釈（刑事訴訟法90条）の考慮事情でも「保釈された場合に被告人が逃亡し又は罪証を隠滅するおそれの程度のほか、身体の拘束の継続により被告人が受ける健康上、経済上、社会生活上又は防衛の準備上の不利益の程度その他の事情を考慮」するものとされ、「健康上」の不利益を保釈判断にあたって考慮すべきことが明示された。

また、身体の自由は最も基本的な人権であることに加え、全ての被疑者は適正手続を経て有罪とされるまで刑事手続の全過程において無罪推定が及ぶ（国際人権規約（自由権規約）14条2項）。未決拘禁は最大限回避されるべきであり、「裁判に付される者を抑留することが原則であってはなら」ないという身体不拘束原則が存在する（自由権規約9条3項）。

加えて、自由権規約7条は「残虐な」（CRUEL）「非人道的な」（INHUMAN）「品位を傷つける」（DEGRADING）取扱いまたは刑罰を禁止している（ヨーロッパ人権条約3条、拷問禁止等条約16条もほぼ同文で同義である）。自由権規約7条は、自由権規約前文に規定される

「人間の尊厳」に由来し、その目的は個人の尊厳と身体的、精神的な完全性（INTEGRITY）を保護することにある（甲C31：一般的意見20パラグラフ1）。そして、一般的意見は、「第7条における禁止は身体的苦痛をもたらす行為だけでなく、被害者に対し精神的苦痛をもたらす行為にも及ぶ」とする（同：一般的意見20パラグラフ5）。

自由権規約10条1項は「自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる。」と規定する。そして、一般的意見は、「第10条第1項は、締約国に対し、自由を奪われているため、特に弱い立場にある人々に対する積極的義務を課し、第7条に含まれる拷問又は残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い、若しくは刑罰の禁止規定の補完をなすものである。このように、自由を奪われている人々は、医学的・科学的実験を含む第7条に違反する取扱いに服さなくてよいだけでなく、自由の剥奪から生ずる以外の苦しみや圧迫にも服する必要はない。このような人々の尊厳に対する尊重は、自由な人の尊厳に対するのと同条件下で保障されなければならない。自由を剥奪された人々は、閉鎖された環境ゆえに避けえない条件は別として、本規約に規定するすべての権利を享有する。」としている（甲C30：一般的意見21パラグラフ3）。

刑事被拘禁者に対して一般社会と同程度の医療を保障するべきであるとする考えは、行刑改革会議の提言でも、刑事被収容者保護法においても、確認されてきた原則である。行刑改革会議の提言は、「被収容者に対しては、国は、基本的に、一般社会の医療水準と同程度の医療を提供する義務を負い、そのために必要な医師、看護師その他の医療スタッフを各施設に配置し、適切な医療機器を整備し、被収容者が医師による診療を望んだ場合には、合理的な時間内にこれを提供する義務を負うと考えるべきである。」と勧告していた。この提言に基づいて制定された刑事被収容者処遇法も、「刑事施設においては、被収容者の心身の状況を把握することに努め、被収容者の健康及び刑事施設

内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。」と定め、この原則を確認した（同法第56条）。刑事施設医療が一般医療と異なることは、最高裁におけるカルテ開示に関する判決でも確認されている。

すなわち、2021年6月15日、最高裁判所第三小法廷は、東京拘置所に収容されていた未決拘禁者が、収容中の診療録（「カルテ」）に記録されている個人情報の開示請求を認めない東京矯正管区長の決定の取消し等を求めた訴訟について、これを棄却した東京高等裁判所の判決を破棄し、東京高等裁判所に差し戻すとの判決を下した。

東京高裁判決は、被収容者の処遇に関する保有個人情報が開示請求の対象となると、第三者による前科等の審査に用いられ、本人の社会復帰を妨げる弊害が生ずるおそれがあるとした上で、被収容者に対する診療も処遇の一環であるから、診療情報も、開示の対象外とされている行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）45条1項所定の刑事事件の裁判に係る保有個人情報に当たるとして、請求を棄却していた。

これに対し、最高裁判決は、刑事施設内の病院等にも原則として医療法等の規定が適用され、被収容者が収容中に受ける診療の性質は、社会一般において提供される診療と異なるものではないとの判断を示した。旧「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」の改正の過程で、診療情報を開示の対象外とする規定を設けなかったのは、開示の範囲を可能な限り広げる観点などから、診療情報一般を開示請求の対象とする趣旨であるとの判断を示し、本人のカルテは行政機関個人情報保護法45条1項所定の保有個人情報に当たらず、同法12条1項の規定による開示請求の対象となるとの判断を示したのである。この判決の後、本人の請求があれば、外部移送された場合も含め、刑事被収容者に対する医療カルテは公開される

ように、取り扱いが変更された。

この最高裁判決には宇賀克也裁判官の補足意見が付されており、この意見においては、医療はインフォームド・コンセントが基本であり、医療における自己決定権が人格権の一内容として尊重されねばならず、そのことは刑事施設における診療においても何ら変わりはないと指摘されている。

更に、マンデラ・ルール24条1項(甲C19)は「被拘禁者に対するヘルスケアの提供は、国家の責任である。被拘禁者は地域社会において利用可能なものと同水準のヘルスケアを享受し、かつ、その法的地位に基づく差別を受けることなく、必要とするヘルスケア・サービスに無料でアクセスできなければならない。」と規定する。また、同27条1項は、「すべての刑事施設は、緊急時における医療措置への迅速なアクセスを確保しなければならない。専門的な治療又は外科的処置を必要とする被拘禁者は、専門施設又は民間の病院へ移送されなければならない。刑事施設が独自に病院設備を有している場合には、当該病院に送られた被拘禁者に対して適切な治療とケアを提供するための十分なスタッフと設備が備えられていなければならない。」と規定する。なお、マンデラ・ルール自体は条約ではないため法的拘束力を有するものではないが、その内容は自由権規約7条及び10条1項により、未決拘禁者の適切な医療を受ける権利として保障される。

ところが、人質司法のシステムの下では、拘置所における医療は一般医療に比べて劣悪な水準にとどめ置かれ、適切な検査も診療も、受けることが難しく、命を守るために、満足な医療を受けるためには、公訴事実を争うことを断念し、保釈を認めてもらうよりほかに手段がほとんどない状態に置かれるのである。

人質司法の道具と化した拘置所医療の無残な姿は、訴状冒頭に掲げた東京拘置所の医師の発言に端的にあらわれている。

近時、人質司法の典型事例として広く認識された大川原化工機事件においては、ガンにり患し、専門医の診療を求めている無実の未決被拘禁者の相嶋氏が、劣悪な医療体制と人質司法体制のために命を落とすという悲劇が発生している。

これらの国内法と国際人権法に反する解釈運用によって、身体拘束によって被疑者・被告人の命に影響を及ぼすべき状況があるにもかかわらず、直ちに勾留取消によって釈放しなかった場合には、これが人命に関わるものである以上、国賠法上違法の評価を受けるものと解すべきである。

(2) 勾留取消しを行わなかったこと

原告は、起訴後勾留開始時点において、主治医である●●医師が「最悪の場合、死に至る可能性」があり、「●●●●●●●●手術が遅れると不整脈が治らなくなる」と述べるような状況であった（甲A10：保釈請求書）。そして、実際にその後の身体拘束期間中に複数回意識を失っているように、命が失われたとしてもまったくおかしくない状況にあった。

裁判を受けさせるために身体拘束をしているにもかかわらず、このような状況において、原告の身体拘束を継続した場合には命が失われて裁判を受けることすらできなくなるかもしれなかったのであって、勾留を取り消すべき状況にあった。そうであるにもかかわらず、検察官は当該措置を怠ったのみならず、保釈に反対し続けたのであるから、身体拘束に関する違法状態を積極的に解消し、放置・助長しないようにすべき注意義務を怠ったと言える。

特に、本件において検察官は、原告が重篤な疾患にり患しており、長期拘禁が生命の危険をもたらしつつあることを知りながら身体拘束を放置し、保釈に対する反対意見によってこれを助長したのであるから、このような検察官の行為は、自由権規約7条の禁止する拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱いであり、同条に違反する。

したがって、検察官が勾留の取消しを行わなかったことについて、国賠法上の違法が認められる。

2 検察官の保釈求意見に対する情報伝達義務違反

(1) 検察官の裁判所に対する情報伝達義務

刑事被告人の身柄の拘束について判断する上で、検察官の意見は裁判所を拘束するものではないが、裁判所においてはその意見及び検察官提出の資料をも参酌して判断することとなるから、検察官としては、被告人の身柄の拘束を継続するか否かの判断が適正に行われることに資する情報を収集し、これを資料として裁判所に提出するとともに、保釈請求及び勾留執行停止の申立てに対する検察官としての意見を述べることとなる。前記の検察官の権限と責任に照らせば、検察官は、一方当事者とはいえ、被告人の身柄拘束の継続の必要性について公正かつ客観的な立場から裁判所に正確な情報を伝えるべき職務上の義務を負うと考えられるから、検察官がこの義務に違反して必要な情報の収集を怠ったり、裁判所に判断を誤らせるような虚偽ないし不正確な情報を伝達した場合には、刑事手続上の適否のみならず、個別の被告人との関係において国家賠償法上違法との評価を受ける（東京地判平成15年2月13日）。

(2) 本件の検察官が保釈求意見に対して裁判所に判断を誤らせるような虚偽ないし不正確な情報を伝達したこと

検察官は、主治医である●●医師の聴取結果について、保釈に反対する自らの見解を裏付ける事情のみを意見の中に引用し、それと矛盾する事情を●●医師が述べているにもかかわらずこれを無視して、主治医の見解の一部を隠ぺいした（甲A46：●●医師聴取書、甲A47：●●医師への質問事項書）。

すなわち、第一次保釈請求において、検察官は「弁護人は、令和4年11月に●●●●●●●●手術を実施することが必要である旨主張し、被告人

の主治医によれば、同手術は3泊4日程度の入院で行うことが可能とのことであるが、その必要性についてはなお吟味すべきであり、仮に必要であるとした場合でも、他の方法により対応することが十分可能である。」と主張した（甲A11：検察官意見書）。しかし、第一次保釈請求書添付資料3電話聴取報告書のとおり、●●医師は「先日、検察官が、私に対し、電話及び面談にて事情を聴きに來た。検察官は、手術の前後だけ身体解放するという方法をとりたいようであったが、そのような方法では被疑者の生命身体の安全の観点からは不十分であり、●●●●●●●●手術以前に外来等で、主治医による適切な術前検査及び長期的な経過観察が必要であるという見解を伝えた。」と回答しており（甲A10：保釈請求書）、検察官はこの点について●●医師の見解を歪めて裁判所に伝達している。

第二次保釈請求において、検察官は「検察官において、主治医から聴取したところ、主治医は、「手術前の検査は、場合によっては2、3日程度（1日で済む可能性もある）で終わり、その検査の結果を踏まえて、2～3週間後に手術のための入院をすることになる」「検査から手術までの2～3週間の期間は、医療上入院が必要不可欠ではない」旨供述しているところである。」という意見を述べた（甲A16：検察官意見書）。

●●医師は、「●●以外の医療機関でも対応できるのではないか」という検察官の質問に対し、「できること」と「できないこと」を区別して説明した。ところが、検察官はその際説明された「できないこと」を全て無視し、「できること」だけを意見書に記載した（甲A46：●●医師聴取書）。

したがって、検察官は保釈求意見において、裁判所に判断を誤らせるような虚偽ないし不正確な情報を伝達したといえ、国賠法上の違法が認められる。

3 小括

したがって、本件において、検察官の起訴後勾留における勾留取消しを怠ったこと、及び、保釈求意見に対して裁判所に判断を誤らせるような虚偽ないし不正確な情報を伝達したことは違法である。

第9 裁判官による保釈請求却下の違憲

1 裁判所が身体拘束判断において負う職務上の注意義務

(1) 裁判官の憲法及び条約の適合解釈義務

前記の通り、裁判官の立場及び職責に照らして、憲法及び条約に適合した解釈をとらず、憲法違反及び国際人権法違反の解釈・判断をすることは、「通常の裁判官」として想定される裁判官であれば到底あり得ないほど合理性のないことが明らかな場合に当たる。特に保釈の判断においては、相当の保釈保証金を納付させ、一定の条件を付して罪証隠滅の防止と出頭確保の手段を講じることにより、被疑者・被告人を釈放すべき義務を負う（自由権規約9条3項、刑訴法91条、93条）。

(2) 裁判官の調査義務

また、裁判所（裁判官）は勾留取消決定、保釈許可決定の際に必要な場合は事実の取調べを行うことができる（刑訴法43条3項）。裁判所（裁判官）は、職権に基づいて拘束の要否・許否を不断に審査・検証し、被疑者・被告人を不要・不当な拘束から速やかに解放する権能及び義務を負うのだから、単に当事者の申出に応じてその提出する疎明資料を受理し、書面審査する受動的な態様だけでは職権を適切に行使して義務を果たしたことになる。とりわけ、刑訴法90条に基づく裁判所（裁判官）の裁量による保釈の可否・要否を審査する際は、裁判所・裁判官が検討・考慮すべき事情が法文に明示されているのだから、少なくともこれらの事情、すなわち、被告人が逃亡し又は罪証を隠滅するおそれの程度のほか、拘束の継続によって被告人が受ける健康上、経済上、社会生活上又は防御の準備

上の不利益が具体的に指摘された場合は、これらの不利益の存否及び程度について、具体的な根拠に基づく審査のために必要な事実取調べを行う職務上の義務（調査義務）を負う。そして、身体拘束の判断を行う上でその不利益を調査することは当然であることからすれば、通常の裁判官であればそれを怠って保釈請求却下の判断をすることは到底あり得ないほど合理性のないことが明らかな場合であると言える。

2 憲法・条約適合的解釈

前記の各憲法及び条約上の要請のほか、保釈判断においては更に以下の要請が追加される。

（1）身体不拘束原則

身体不拘束原則に基づけば、身体拘束以外のより制限的でない手段によって身体拘束の目的（罪証隠滅等）が達成されるのであれば、身体を拘束してはならない（甲C21：豊崎「身体不拘束原則の意義」）。この代替手段の典型が保釈であり、裁判所は保釈条件をおよそどのように設定しても罪証隠滅や公判廷への出頭確保が困難であることを確信しない限り、被告人の身体拘束を継続すべき理由はない。「未決拘禁に関する国際基準ハンドブック」においても、「当事者は、裁判への出頭を確保するための必要最小限の統制のもとに釈放されるべきである。当事者が、誓約により保釈された場合において、その者が出頭するであろうことを示す要素として、安定した家庭及び社会生活、職場を持っていること、前科がない又は過去の刑事訴訟手続において条件を遵守しているなど、過去の素行が良好であることが挙げられる。これらの要素を十分に満たしていない場合、又は被疑者が引き続き犯罪を実行するおそれがある程度存在する場合には（T H E R E I S S O M E F E A R）、監視付きの釈放が適切である。」とされている。例えば、関係者が多数にのぼるとしても、その者らとの接触禁止を条件にすれば抑止が図られる場合、接触禁止条件や保釈保証金の設

定があってもなお罪証隠滅等が図られる高度の可能性が具体的に基礎づけられていなければ保釈しなければならないのである。

(2) 権利としての保釈制度

権利保釈（刑事訴訟法89条）は、無罪推定原則及び身体不拘束原則に直接由来する法制度として捉えることができる（甲C23：川崎「保釈の憲法論と罪証隠滅」）。

そのうえで、権利保釈における罪証隠滅要件の制定過程からも、罪証隠滅要件を厳格に解釈する必要性が裏付けられる。

すなわち、当初、89条4号の政府案は「被告人罪証ヲ湮滅スル虞アルトキ」とされていたところ、これでは運用次第では黙秘をしたり、否認をしたりした人はすべからず保釈されなくなってしまうという危惧が呈された（甲C32：昭和23年6月21日第2回国会衆議院司法委員会議事録37号）。これに対して、政府委員は「被告人罪証ヲ湮滅スル虞アルトキ」とは「だれが見てもその資料に基づけば大体罪証を隠滅すると認められる場合というような場合」であると答弁した（甲C33：昭和23年6月24日第2回国会衆議院司法委員会議事録40号）。しかし、それでもなお議員からこの文言の修正案が出され、その結果、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」という現行89条4号の条項となったのである。

このような経緯からみても、権利保釈の除外事由は抽象的な罪証隠滅の「虞」として解釈・運用されてはならず、厳格に解釈・運用されなければならない（甲C23：川崎「保釈の憲法論と罪証隠滅」）。

(3) 憲法・条約適合的解釈

以上より、濫用の余地を残す保釈除外事由及び裁量保釈の考慮事由には違憲の疑いが残る。また、そもそも起訴後においては、検察官は公訴を提起するために十分な証拠を収集していることから罪証隠滅の余地及び実効

性は相当減少していること、被告人の当事者としての地位や保釈が権利であることを重視すべきであることからすれば、勾留段階よりも自ずと身体拘束を解放する方向で法令を適用すべきこととなる。これらより、保釈の要件が合憲だと認められるためには保釈の罪証隠滅要件及び健康上の不利益の考慮に関して次のような憲法・条約適合的解釈が行われなければならない。

すなわち、罪証隠滅要件については、明らかな差し迫った危険がなければ充足されず、その供述態度や訴訟準備活動を罪証隠滅要件において被疑者・被告人にとって不利に考慮することは許されないほか、保釈保証金や保釈条件の設定によって出来る限り保釈すべきという憲法・条約適合的解釈がなされるべきである。また、不可逆的かつ重大な健康上の不利益を生じさせる危険がある場合は、「身体の拘束の継続により被告人が受ける健康上…の不利益」（刑事訴訟法90条）を考慮する結果、保釈を認めなければならない。

3 本件における裁判官の判断の違憲・違法

(1) 第一次保釈請求却下及び準抗告棄却決定

第一次保釈請求の時点で、既に客観的証拠は収集済みであり、実効的な罪証隠滅の対象や余地は乏しい状況にあった。そのため、罪証隠滅の明らかな差し迫った危険は存在せず、罪証隠滅要件は充足されていなかった。なお、原告の心疾患の存在や多数のマスメディアが事件報道していた状況であったことからすれば、逃亡の蓋然性についても乏しかった。

また、検察官は「逮捕前から敢えて本件犯行を否認する姿勢を報道を通じて公表することで関係者への「口封じ」を図（った）」という意見を述べ、2022年10月7日準抗告棄却決定が「被告人、共犯者、関係者らの供述内容等」を根拠として「罪体及び重要な「情状事実について共犯者や関係者らに働きかけるなどして罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」があると認めていること、自白していた共犯者の馬庭・芳原が同時点

で既に保釈が認められ、原告も自白さえしていれば保釈が認められていたであろうこと、違憲的な運用の一環として本件の判断がなされたことからすれば、第一次保釈却下決定及び準抗告棄却決定を下した裁判官は、原告が否認していたことや、記者会見における原告の言動を罪証隠滅要件において考慮したことが推認される。しかし、これは被告人の供述態度や訴訟準備活動を被疑者・被告人にとって不利に考慮していることにほかならない。

したがって、第一次保釈請求却下決定及びその準抗告棄却決定を判断した裁判官の解釈は刑事訴訟法の憲法・条約適合的解釈に反する。

加えて、原告の心疾患については、心房粗細動・遠位弓部大動脈瘤術後という予断を許さない状況であり、2022年11月には●●●●●●●●手術を予定されており、手術が遅れてしまうと不整脈が治らなくなり、最悪の場合には死に至る可能性すら存在した。医師からは適切な経過観察や術前検査が必要だと指摘され、「被告人の生命の危険すらある」と言われている状況において、東京拘置所には循環器専門医が常駐しておらず、MRIやCTなどの設備もなかった。また、検察官も各裁判官も具体的な対応方法や代替治療案を提案・実施することはできていなかった。これはすなわち、そのまま保釈されずに東京拘置所に留置された場合に、原告に死の現実的危険性があったということである。そうだとすれば、この時点において、罪証隠滅及び逃亡の蓋然性から認められる釈放の弊害に比して、身体拘束による健康上の不利益が甚大であったことを意味する。そのため、被告人が、刑事施設では一般的な医療水準に合致する適切な治療を受けることのできない重篤な傷害や疾病を抱えており、その悪化が不可逆的かつ重大な不利益（死亡、失明や機能障害等の重篤な後遺障害）を生じさせる危険がある場合に該当しており、それでも保釈を許可しなかったという判断は、通常の裁判官として想定される裁判官であれば到底あり得ないほど合理性のない判断だったといえる。

更に、弁護人と検察官において心疾患に関する健康上の不利益の主張が対立していた以上、裁判所としてはその真偽を判断するため、原告本人に対する事情聴取や●●医師に対する意見聴取といった必要な事実取調べを自ら行うべきであるにもかかわらず、これを怠った。

以上より、第一次保釈請求却下及びその準抗告棄却決定については、各裁判官の判断が違憲・違法であり、憲法及び条約が想定する「通常の裁判官」であれば到底あり得ないほど合理性のないことが明らかな場合に於けるため、職務上の注意義務違反が認められる。

(2) 第二次保釈請求却下及び準抗告棄却決定

第二次保釈請求の時点においても第一次保釈請求時点と証拠状況に変わりはなく、罪証隠滅の明らかな差し迫った危険は存在せず、罪証隠滅要件は充足されていなかった。また、逃亡すると疑うに足りる相当な理由も同様に充足されていなかった。

また、検察官は「弁護人を通じて、KADOKAWAに自身の弁解を記載したコメントを送付し」たことをもって「現に圧力を加えている」と意見を述べ、同年10月21日準抗告棄却決定が「被告人及び関係者等の供述内容等に照らせば、被告人が関係者等に働きかけるなどして、罪体及び重要な情状事実について罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由が認められ」と認めていること、自白していた共犯者の馬庭・芳原が同時点で既に保釈が認められ、原告も自白さえしていれば保釈が認められていたであろうこと、違憲的な運用の一環として本件の判断がなされたことからすれば、第二次保釈却下決定及び準抗告棄却決定を下した裁判官は、原告が否認していたことや、記者会見における原告の言動を罪証隠滅要件において考慮したことが推認される。しかし、これは被告人の供述態度や訴訟準備活動を被疑者・被告人にとって不利に考慮していることにほかならない。

したがって、第二次保釈請求却下決定及びその準抗告棄却決定を判断した裁判官の解釈は刑事訴訟法の憲法・条約適合的解釈に反する。

加えて、第二次保釈請求時点では動悸という具体的症状があり、これについて●●医師は「角川氏の健康状態に照らせば、東京拘置所という日常生活とは異なる環境に置き続けること自体が医師として全く推奨できない」などと血栓（脳塞栓）のリスクを指摘したり、投薬だけでは原告の心房粗細動に対処できない旨を指摘していた。これに対し、東京拘置所の医師は依然として何ら具体的な対応を示さず、検察官及び各裁判官も具体的な対応方法や代替治療案を提案・実施することはできていなかった。これはすなわち、そのまま保釈されずに東京拘置所に留置された場合に、原告に死の現実的危険性が第一次保釈請求時点に比べて更に高まっていたということである。そうだとすれば、この時点において、第一次保釈請求よりも、罪証隠滅及び逃亡の蓋然性から認められる釈放の弊害に比して身体拘束による健康上の不利益が甚大であったことを意味する。したがって、被告人が、刑事施設では一般的な医療水準に合致する適切な治療を受けることのできない重篤な傷害や疾病を抱えており、その悪化が不可逆的かつ重大な不利益（死亡、失明や機能障害等の重篤な後遺障害）を生じさせる危険がある場合であり、通常の裁判官として想定される裁判官であれば到底あり得ないほど合理性のない判断だったといえる。

更に、弁護士と検察官において心疾患に関する健康上の不利益の主張が対立していた以上、裁判所としてはその真偽を判断するため、原告本人に対する事情聴取や●●医師に対する意見聴取といった必要な事実取調べを自ら行うべきであるにもかかわらず、これを怠った。

以上より、第二次保釈請求却下及びその準抗告棄却決定については、各裁判官の判断が違憲・違法であり、憲法及び条約が想定する「通常の裁判官」であれば到底あり得ないほど合理性のないことが明らかな場合に於けるため、職務上の注意義務違反が認められる。

(3) 第三次保釈請求却下

第三次保釈請求の時点においては第一次保釈請求時点と証拠状況に加え、既に検察官請求証拠が明示されて証拠開示が始まったうえ、それまでの保釈請求却下も踏まえて原告はKADOKAWAの取締役を退任し、学校法人角川ドワンゴ学園の理事、東京メトロポリタンテレビジョン株式会社の取締役、公益財団法人大宅壮一文庫の評議員をそれぞれ辞任し、人事上の影響力を行使しうる地位から退いた。これにより、関係者に接触することによって行われる罪証隠滅の実効性・可能性が更に低減されている状況にあった。そのため、罪証隠滅の明らかな差し迫った危険は存在せず、罪証隠滅要件は充足されていないことは明らかであった。また、逃亡すると疑うに足りる相当な理由も同様に充足されていなかった。

また、自白していた共犯者の馬庭・芳原が同時点で既に保釈が認められ、原告も自白さえしていれば保釈が認められていたであろうこと、違憲的な運用の一環として本件の判断がなされたこと、その後に保釈を追認した第五次保釈請求の準抗告棄却決定においても「被告人及び関係者間の関係、被告人の供述内容等に照らせば、公判前整理手続において未だ弁護人の主張立証方針が明らかになっていない現段階では、被告人が関係者等に働きかけるなどして、罪体や重要な情状事実について罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があると認められ、刑訴法89条4号に該当する事由がある」と判示されているからすれば、第三次保釈却下決定を下した裁判官は、原告が否認していたことや、記者会見における原告の言動を罪証隠滅要件において考慮したことが推認される。しかし、これは被告人の供述態度や訴訟準備活動を被疑者・被告人にとって不利に考慮していることにほかならない。

したがって、第三次保釈請求却下決定及びその準抗告棄却決定を判断した裁判官の解釈は刑事訴訟法の憲法・条約適合的解釈に反する。

加えて、●●●●●●●●●●手術の検査入院のために第一次勾留執行停止が行われた後、2022年11月18日には接見中に意識が遠のき、ふらつ

き、めまい、吐き気、全身的気分不快等の症状が出ていたほか、高血圧や不整脈が見られていた。この第三次保釈請求後も新型コロナウイルスの罹患に罹患して体調不良に陥ったり、弁護人との接見において一過性虚血発作により意識を消失するなど、原告にとって身体拘束は甚大な健康上の不利益を招来するものであった。これらはすなわち、そのまま保釈されずに東京拘置所に留置された場合に、原告に死の現実的危険性が第一次保釈請求及び第二次保釈請求時点に比べて更に高まっていたということである。そうだとすれば、この時点において、第一次保釈請求及び第二次保釈請求よりも、罪証隠滅及び逃亡の蓋然性から認められる釈放の弊害に比して身体拘束による健康上の不利益が甚大であったことを意味する。したがって、被告人が、刑事施設では一般的な医療水準に合致する適切な治療を受けることのできない重篤な傷害や疾病を抱えており、その悪化が不可逆的かつ重大な不利益（死亡、失明や機能障害等の重篤な後遺障害）を生じさせる危険がある場合であり、通常の裁判官として想定される裁判官であれば到底あり得ないほど合理性のない判断だったといえる。

更に、弁護人と検察官において心疾患に関する健康上の不利益の主張が対立していた以上、裁判所としてはその真偽を判断するため、原告本人に対する事情聴取や●●医師に対する意見聴取といった必要な事実取調べを自ら行うべきであったのはより明白であったにもかかわらず、これを怠った。

以上より、第三次保釈請求却下については、裁判官の判断が違憲・違法であり、憲法及び条約が想定する「通常の裁判官」であれば到底あり得ないほど合理性のないことが明らかな場合に於けるため、職務上の注意義務違反が認められる。

4 小括

以上より、第一次保釈請求却下から第三次保釈請求却下に至るまで、各裁判官の判断は憲法違反であり、憲法及び条約が想定する「通常の裁判

官」であれば到底あり得ないほど合理性のないことが明らかな場合にあたため、職務上の注意義務違反が認められるべきである。

第10 人質司法の運用違憲

日本の刑事司法において、人質司法は存在しており、罪証隠滅の明らかな差し迫った危険が存在しないにもかかわらず、供述態度や訴訟準備活動を考慮して身体拘束を容易に認め、継続するという違憲な解釈運用が行われている。

この違憲な解釈運用によって、被疑者・被告人にとっては「無罪主張を諦めれば外に出してもらえる」という認識にならざるを得ない状況にあり、無罪主張を諦めたり、争点について争うことを放棄したり、検察官請求証拠に対して同意意見を述べて証人を減らすといった委縮効果が現実には生じている。これにより、被疑者・被告人は、虚偽自白等によって釈放されることにより人身の自由をとるか、身体拘束を甘受することと引き換えに無罪主張をとるかという深刻なジレンマに陥り、それが極限状態に達して人間の尊厳が毀損されるのである。これらはまさに原告が体験した出来事であり、一部の争点に対する主張の断念及び検察官請求証拠への同意意見の提出に及ばざるを得ず、精神的苦痛も生じている。

そうだとすれば、検察官や裁判官による原告に対する具体的な各行為や判断による精神的苦痛とは別に、日本に人質司法という違憲な運用が存在すること自体によって一連の身体拘束を受ける原告に累積的かつ継続的な精神的苦痛が生じているのであるから、国はこの損害に対して運用違憲として損害賠償責任を負う。

第11 国賠法上の違法性及び故意・過失

前記のとおり、職務上の各義務違反が認められるのであるから、国賠法1条1項にいう違法性及び故意・過失が認められる。

第12 損害及び因果関係

1 慰謝料

刑事訴訟法について憲法・条約適合的解釈がなされて、人質司法そのものが存在しなければ、原告は、身体拘束によって死の淵にまで追いつめられるほどの肉体的・精神的苦痛を受けることはなかった。身体拘束を受けたとしても、遅くとも他の共犯者らと同様のタイミングにおいて釈放され、その後の不利益も被らずに済んだと言える。

原告は何度も死の淵に瀕していることを訴え続けたにもかかわらず、拘留所、検察官、裁判官からはその訴えを無視され続け、代替案もとられず、拘留所の医師からは「死ぬまで出られない」と宣告されたのである。原告は「人間」として扱われることのない状況で、この不当な身柄拘束を甘受してでも裁判で無実を主張するのか、それとも保釈を得るために虚偽の自白をしてしまうのかという二者択一を目の前に示され、何度も病に倒れているのに身体拘束が続く現実に絶望し、命の危険、死の淵を感じながら拘禁生活を耐え忍ぶしかなかった。原告はまさに、「人間の尊厳を傷つけられた」のである。原告は、自らの命を守るために、最終的には自身の名前のついた会社の会長職等を辞し、それまで努力で得てきたものや十分に裁判で争う権利などかけがえのないものを手放さざるを得なかった。

人質司法について責任を負うべき裁判所が、保釈許可に際して原告に課した保証金額が2億円であったことや、精神的苦痛及び営業損害の逸失的利益が莫大であることにも照らし、原告が人質司法によって被った精神的苦痛に対する慰謝料は金2億円を下らないというべきである。なお、原告は、請求が認容された場合には、その賠償金を拘留所医療改善のために寄付することを予定している。

2 弁護士費用

本訴訟を提起し、遂行するにあたっては弁護士に依頼せざるを得なかったため、これに要する弁護士費用は金2000万円を下回らない。

3 小括

国家賠償請求権（憲法17条）及び自由権規約9条5項、国家賠償法1条に基づき、被告は人質司法に関する上記各損害の責任を負う。

よって、原告は、被告に対し、合計2億2000万円及び、保釈により釈放されて、身体拘束状態が解消された令和5年4月27日から支払い済みまで、遅延損害金として民法所定の年3分の割合による金員の支払いを求める。

第13 結語

人間はだれしも人間らしく生きる権利を生まれながらにして持っている。そして、それは誰からも、いかなることがあっても侵されてはならない。それは私たちが人間であることの証明なのである。

人質司法は、原告の、そして同じく身体拘束を受けた者全ての基本的な人権と尊厳を侵害するものである。だからこそ、刑事司法における身体拘束に関する解釈・運用を、憲法と国際人権法に沿ったものへと是正することによって、この人質司法を解消しなければならない。

それは今ある日本の刑事司法のあり方を根底から正すことであると同時に、検察官、裁判官、医務官、看守ら刑事司法に関わる一人ひとりの人間性を問い直すことである。

よって、請求の趣旨記載の裁判を求める。

以上

証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり

付 属 書 類

1 訴状副本

1通

2	甲号証写し	各2通
3	証拠説明書	2通
4	訴訟委任状	6通

原告訴訟代理人

弁護士 海 渡 雄 一

弁護士 小 川 隆太郎

〒150-0031

東京都渋谷区桜丘町17丁目6番 渋谷協栄ビル7階

伊藤・呉法律事務所

原告訴訟代理人

弁護士 伊 藤 真

〒103-0013

東京都中央区日本橋人形町1丁目8番4号 東商共同ビル8階

永世綜合法律事務所

原告訴訟代理人

弁護士 平 裕 介

〒530-0047

大阪市北区西天満3丁目14番16号 西天満パークビル3号館3階

後藤・しんゆう法律事務所

原告訴訟代理人

弁護士 西 愛 礼

〒100-8977

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告 国

代表者 法務大臣 小 泉 龍 司